

「今後の中央図書館のあり方」について

(答申)

平成29年3月

堺市立図書館協議会

内容

| | |
|--|----|
| はじめに..... | 1 |
| 1 堺市立図書館をとりまく社会状況の変化..... | 3 |
| 1.1 社会的背景と国の図書館政策..... | 3 |
| 1.2 堺市の状況..... | 3 |
| 2 公立図書館の使命について..... | 4 |
| 3 堺市立図書館の現状と課題について..... | 5 |
| 3.1 図書館整備とサービスの変遷..... | 5 |
| 3.2 図書館サービスの現状..... | 6 |
| 3.3 政令指定都市立図書館比較による課題..... | 7 |
| 4 児童、青少年、高齢者、障害者サービス、乳幼児とその保護者、外国人等の利用者に対応したサービスの充実について..... | 8 |
| 4.1 図書館が行うサービス全般について..... | 8 |
| 4.2 児童サービス..... | 9 |
| 4.3 青少年サービス..... | 10 |
| 4.4 高齢者サービス..... | 10 |
| 4.5 障害者及び図書館利用に障害がある市民へのサービス..... | 11 |
| 4.6 乳幼児とその保護者へのサービス..... | 12 |
| 4.7 外国人に対する多文化サービス..... | 12 |
| 5 課題解決型サービスと情報サービスについて..... | 13 |
| 5.1 課題解決型サービス..... | 13 |
| 5.2 ビジネス支援サービス..... | 14 |
| 5.3 医療・健康情報サービス..... | 15 |
| 5.4 行政支援サービス..... | 15 |
| 5.5 情報活用能力の育成と学習活動支援..... | 16 |
| 5.6 情報サービス..... | 17 |
| 6 子どもの読書習慣の形成を図るため、学校及び学校図書館の支援の充実について..... | 18 |
| 7 地域の歴史文化資源による情報発信、情報サービスの充実について..... | 19 |
| 7.1 地域資料の収集・保存について..... | 19 |
| 7.2 地域資料の情報発信について..... | 20 |
| 8 開かれた図書館と市民との連携について..... | 20 |
| 9 ICTの進化にあわせた情報提供や知のアクセスポイントとしての機能の充実について..... | 21 |
| 9.1 デジタル・ネットワーク社会に対応した図書館..... | 21 |
| 9.2 電子書籍・データベースの利活用について..... | 21 |
| 9.3 JAPAN/MARCの活用について..... | 22 |
| 9.4 ICTを活用した広報活動について..... | 22 |

| | |
|--|----|
| 9.5 ICT活用による専門業務の強化と業務の効率化..... | 23 |
| 10 広域相互利用と図書館の連携について | 23 |
| 11 保存センター機能について | 24 |
| 12 図書館の管理運営について | 25 |
| 12.1 管理運営のあり方について..... | 25 |
| 12.2 司書の専門性について..... | 26 |
| 12.3 図書館評価について | 26 |
| 13 安全・安心で快適な読書環境の整備や市民の利便性の向上について..... | 27 |
| 13.1 安全・安心で快適な読書環境の整備について | 27 |
| 13.2 施設の整備と市民の利便性の向上について | 27 |
| 13.3 各区図書館と分館、移動図書館について | 28 |
| おわりに..... | 29 |
| 用語解説集 | 30 |

◆参考 図書館運営への指定管理者制度導入における問題点について

◆諮問書

◆堺市立図書館協議会審議経過

◆堺市立図書館協議会委員一覧

はじめに

人は誰でも、安全で、豊かで、文化的な生活を望み、その活動を通じて人間として成長したいと考えるであろう。この人間として当然の希望は、基本的人権として憲法、教育基本法、社会教育法、図書館法等により法的に保障されている。また同時にこれらの諸法においては、人が主体的な個人として成長するための環境の整備を地方自治体に義務付けている。図書館に関しては、憲法をはじめとした諸法令、各種宣言等の理念により生涯学習の最も基本的な施設として位置づけられている。

一方我が国は、これまでにない社会の大きな変化に直面している。市民一人ひとりが主体的な判断力を持ち、この社会変化に対応する必要に迫られている。この状況のもとで、図書館は教育機関であると同時に、多様な情報提供により市民の「自己判断」を支援するもっとも身近な情報拠点であることから、その存在価値は増している。「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年）においては、住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援する図書館の機能が重視されている。

堺市の図書館は、旧答申「堺市における図書館計画策定のための基本方策について」（昭和 61 年）に基づいて、「市民の図書館」として図書館サービスの向上に取り組み、政令指定都市の図書館としてはトップクラスの実績をあげるにいたっている。

中央図書館は昭和 46 年に大仙公園内に開館し、約 45 年間地区館、分館の要としての機能を担ってきた。その間耐震改修や空調、給排水設備の改修、エレベーター改修などを実施したが、施設の老朽化、利用ニーズの変化などへの対応が必ずしも充分とは言えない状況にある。とくに他の政令指定都市の図書館と比較した場合、中央図書館的機能の強化は喫緊の課題となっている。

本答申は、平成 26 年 7 月 25 日開催の堺市立図書館協議会において、堺市立中央図書館長から本協議会に対し諮問された「今後の中央図書館のあり方について」に応ずるものである。諮問の内容は、今後の社会状況や市民ニーズの変化などに対応するため、これから概ね 10 年間の堺市の中央図書館のあり方をソフト事業中心に審議し答申を作成することである。もっとも中央図書館は地区館、分館と緊密に連携して業務を行うため、堺市の図書館全体のあり方にも言及する必要がある。またソフト事業を支える組織、人事、運営、施設設備等にも触れる必要があると考える。

本答申は、堺市の図書館が、市民一人ひとりに寄り添い、仕事や暮らしに役立つとともに潤いをもたらし、まちづくり計画やまちの魅力づくりにも資する図書館であるためには、「中央図書館がどのようなであればよいのか」を提案するものである。

旧答申が、その後の堺市の図書館の発展の源となったように、本答申が今後の堺市の図書館運営の方向を指し示すものとなることを望みたい。

諮問「今後の中央図書館のあり方」について

諮問事案

- (1) 児童、青少年、高齢者、障害者サービス、乳幼児とその保護者、外国人等の利用者に対応したサービスの充実について
- (2) 子どもの読書習慣の形成を図るため、学校及び学校図書館の支援の充実について
- (3) 地域の歴史文化資源による情報発信、情報サービスの充実について
- (4) ICTの進化にあわせた情報提供や知のアクセスポイントとしての機能の充実について
- (5) 安全・安心で快適な読書環境の整備や市民の利便性の向上について
- (6) 以上の(1)～(5)に対応した「今後の中央図書館のあり方」について

堺市立図書館協議会

会長 常世田 良

1 堺市立図書館をとりまく社会状況の変化

1.1 社会的背景と国の図書館政策

大正5年6月、市立堺図書館は、大阪府立図書館の開設に触発され、堺にも図書館をという市民の要望から、大町東1丁に開館した。昭和11年11月には宿院町東3丁へ移転したが、その後、太平洋戦争が激化したことから、蔵書の一部は家原寺へ疎開し、書庫に収蔵していた資料は幸いにも戦禍を免れた。昭和24年7月の再建を経て、昭和46年7月、大仙公園内に現中央図書館が開館した。

堺市の図書館は、全域サービス網として、中央図書館、各区図書館、分館、移動図書館を整備してきた。その間、中央図書館は、「市民の図書館」として、歴史文化の保存、生涯学習の場としての学習機会の支援など、全館の中核として機能してきた。

社会状況の変化とともに、ICTを活用した新たなサービスを展開してきたが、高度情報通信ネットワーク社会の進展は目覚ましく、さらにそれに対応した図書館機能が求められてきている。また、自己判断・自己責任型社会という社会状況の変化に伴い、市民の課題解決のための「地域の知の情報拠点」としての図書館の役割を再認識する必要がある。

図書館政策を見ると、平成13年7月に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が文部科学省によって告示された。その後、平成12年の「子ども読書年」を契機として、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資すること」を目的に、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定された。また、「文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与すること」を目的に、平成17年7月に「文字・活字文化振興法」が制定された。平成18年3月には、これからの図書館は、「地域や住民に役立つ図書館」となり、地域の発展に欠かせない施設としての存在意義を明確にした「これからの図書館像：地域を支える情報拠点をめざして（報告）」が出され、この報告が、ひとつの図書館行政、図書館機能の転換点となり、平成20年6月に、「図書館法」も改正された。これらの法規・報告の内容を盛り込む形で、平成24年12月に、新たな基準として、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正告示された。

1.2 堺市の状況

堺市は、古くは百舌鳥古墳群、中世は環濠都市、千利休の茶の湯文化発祥の地として栄え、伝統文化に育まれてきた。堺市は昼間人口の割合がやや低く、大阪市の衛星都市としての側面もある。しかし、泉北地域、泉南地域、南河内地域からなる南大阪地域からは流入人口が流出人口を上回っており、南大阪地域における本市の拠点性の高さがうかがえ、ものづくり産業の集積が産業の大きな強みとなっている。

平成8年4月には中核市に移行し、支所制度を導入、同年、堺市役所高層館が完成した。平成の大合併の時、平成17年2月、南河内郡美原町を編入し、平成18年4月、政令指定都市へ移行、区制（堺区・中区・東区・西区・南区・北区・美原区）を施行した。

「堺市マスタープラン さかい未来・夢コンパス」（平成 23 年 3 月）では、「市民とともに進める市政運営の基本理念」として、

- 1.市民により身近な市政を実現します
- 2.市民とともに「協働のまち・堺」を実践します
- 3.将来にわたって持続可能な都市経営を実践します
- 4.市政全般を人権尊重の視点を持って進めます
- 5.広域的な役割を果たし、南大阪・関西の発展に貢献します

を掲げ、さらに「堺・3つの挑戦 ～新しいまちを創るために～」として、

「市民とともに重点的に取り組む3つのプロジェクト」

- 子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦！－生涯安心のまち実現プロジェクト－
- 歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！－誇りを持てるまち実現プロジェクト－
- 匠の技が生きるまち堺・低炭素社会への挑戦！－未来につながるまち実現プロジェクト－

を掲げている。この5つの市政運営の基本理念と3つの挑戦を基本的なコンセプトとして、基本的な政策を推進していかなければならない。

堺市は、今後、さらなる権限移譲及び、府との役割分担を明確化し、区の権限と財源を強化することで、都市内分権を推進し、持続可能な都市経営と市政改革の継続を図り、「堺・3つの挑戦」に加え、「市民が安心、元気なまち堺」を目指していかなければならない。

2 公立図書館の使命について

ユネスコ公立図書館宣言 1994 年では、「社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。」とされている。

図書館法第 17 条の「無料の原則」によって、誰もが等しく、知識、情報を得ることができる公立図書館を取り巻く社会状況は、デジタル・ネットワーク社会、市民と連携した社会がさらに進展していくと考えられている。その一方では、少子高齢化に加え、経済的な格差に伴う格差社会も進むと予測され、生活困窮者層の問題、子どもの貧困の問題、情報弱者の情報格差の問題も顕在化してきており、これらの社会的課題に対応した法整備も、近年進みつつある。

こうした課題を抱える社会状況の中で、個人の抱える課題は、地域のコミュニティの主体である市民が自らの責任で判断し、解決していくことが必要になってきている

市民の課題解決のための「地域の知の拠点」として、図書館は、多様な情報資源を活用した情報提供に努めなければならない。また、図書館単独では解決できない課題に対しては、関係部局・機関と連携を図ることが望まれている。

3 堺市立図書館の現状と課題について

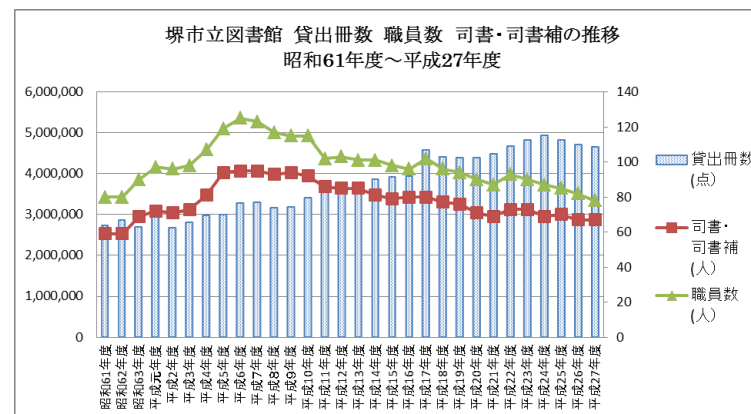
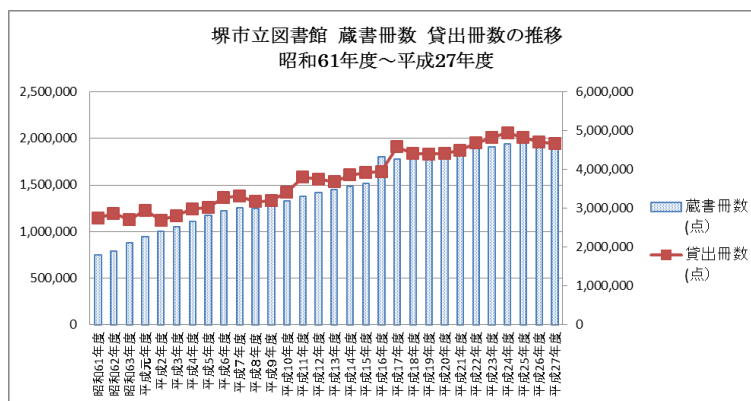
3.1 図書館整備とサービスの変遷

現在の中央図書館開設以降のサービスの変遷は、図書館建設の整備と、機械化・オンライン化、及びICT活用に分けることができる（昭和61年度以降の「蔵書冊数、貸出冊数、職員数、司書・司書補、市民一人当たりの図書費・貸出冊数の推移」については図表3.1-1、「登録者・登録率の推移」については図表3.1-2を参照）。

現在の中央図書館は、昭和46年7月「すべての市民の自己学習の基幹」として、大仙公園内に開館し、昭和58年3月の新堺市総合計画には、中央図書館の拡充が盛り込まれた。図書館協議会は、昭和58年7月に発足し、翌昭和59年4月に、「堺市における図書館計画策定のための基本方針について」の諮問を受け、約2年半の協議を経て、昭和61年10月に答申した。この答申に基づき、それ以後の図書館サービスの計画と目標が明らかになった。平成3年2月の「第3次堺市総合計画」には、図書館整備事業の推進が盛り込まれた。さらに、平成13年2月『堺市総合計画 堺21世紀・未来デザイン』において、区域図書館の計画的な整備、サービス網充実、平成23年3月の「堺市マスタープラン さかい未来・夢コンパス」において、「地

図表 3.1-1: 堺市立図書館蔵書冊数、貸出冊数、職員数、司書・司書補、市民一人当たりの図書費・貸出冊数の推移 (昭和61年度～平成27年度)

| 年度 | 蔵書冊数 (点) | 貸出冊数 (点) | 職員数 (人) | 司書・司書補 (人) | 市民一人当たりの貸出冊数 (点) | 市民一人当たりの図書費 (円) |
|--------|-----------|-----------|---------|------------|------------------|-----------------|
| 昭和61年度 | 753,130 | 2,741,853 | 80 | 59 | 3 | 130 |
| 平成3年度 | 1,049,608 | 2,816,590 | 98 | 73 | 3 | 175 |
| 平成8年度 | 1,249,483 | 3,176,378 | 117 | 93 | 4 | 181 |
| 平成13年度 | 1,450,435 | 3,687,682 | 101 | 85 | 5 | 157 |
| 平成18年度 | 1,796,178 | 4,414,820 | 96 | 77 | 5 | 77 |
| 平成23年度 | 1,909,582 | 4,826,810 | 90 | 73 | 6 | 117 |
| 平成24年度 | 1,943,082 | 4,948,110 | 87 | 69 | 6 | 136 |
| 平成25年度 | 1,952,387 | 4,823,780 | 85 | 70 | 6 | 99 |
| 平成26年度 | 1,956,088 | 4,712,886 | 82 | 67 | 6 | 99 |
| 平成27年度 | 1,933,484 | 4,667,224 | 78 | 67 | 6 | 99 |



域の知の拠点」としての機能強化と、中央図書館施設の更新、同年2月の「未来をつくる堺教育プラン」において、中央図書館の再生、「地域の知の拠点」としての計画的な整備、平成28年3月の「第2期 未来をつくる堺教育プラン」でも引き続き、「地域の知の拠点」としての図書館の充実が盛り込まれた。

現状は、各区に1区域館を設置し、堺・東・中・南区に分館と、堺区に2施設、その図書館サービス圏以外は移動図書館で補完し、平成17年2月に美原町との合併により、美原図書館が新たに加わった。図書館整備については平成17年4月の東図書館開館で完了した。

次に、機械化・オンライン化は、昭和50年代に入り、都市部を中心に『市民の図書館』（日本図書館協会発行・1970年）における貸出サービス、児童サービス、全域サービスが浸透し、図書館利用、特に貸出冊数が急激に増加し、貸出・返却における効率化が求められ、コンピュータ導入による、貸出・返却、予約処理が開始された。堺市では、昭和61年に分散処理による全市オンライン処理を開始し、平成11年度からは、クライアント・サーバ型のオープンシステムに移行し、利用者用検索端末（OPAC）による所蔵データを公開した。

その後、ICT活用に重点が置かれ、平成15年3月からのインターネット蔵書検索・予約システムを稼働し、ホームページからの情報発信と自宅から図書・雑誌等を予約できるサービスが開始され、平成23年1月から電子書籍提供サービス、インターネット利用パソコン、オンラインデータベース利用パソコンを設置した。さらに、平成25年1月に国立国会図書館の歴史的音源、平成26年9月には図書館向けデジタル化資料送信サービスも開始された。

3.2 図書館サービスの現状

図書館サービスの現状は、「サービス方針」（平成28年度）に則して概観してみる。

<地域の知の拠点として、市民の暮らしに役立つ資料・情報を提供します>

- ①それぞれの地域、館の特性を活かした課題解決のための特色ある資料コーナーの設置
- ②子育て支援情報コーナーの全館の設置
- ③中央図書館、各区図書館の調査相談の窓口でのレファレンス機能の強化
- ④インターネット蔵書検索システムを稼働し、ハイブリッド型図書館の構築
- ⑤多様な市民ニーズに対応するため、市民の情報拠点として、暮らしに役立つ資料・情報の提供
- ⑥泉北地域における図書館相互利用の実施

<市民の生涯学習の場として、さまざまな学習機会を支援します>

図表 3.1-2：堺市立図書館 登録者・登録率の推移（昭和61年度～平成27年度）

| 年度 | 人口 | 登録者 | 登録率 |
|--------|---------|---------|-------|
| 昭和61年度 | 814,904 | 113,447 | 13.9% |
| 平成3年度 | 806,646 | 101,314 | 12.6% |
| 平成8年度 | 797,372 | 324,878 | 40.7% |
| 平成13年度 | 792,422 | 254,016 | 32.1% |
| 平成18年度 | 832,959 | 348,645 | 41.9% |
| 平成23年度 | 842,642 | 336,751 | 40.0% |
| 平成24年度 | 841,253 | 352,370 | 41.9% |
| 平成25年度 | 840,059 | 366,988 | 43.7% |
| 平成26年度 | 838,683 | 380,017 | 45.3% |
| 平成27年度 | 838,402 | 392,925 | 46.9% |

※平成23年1月のシステム更新に伴い、5年間利用のない登録データを削除

- ①市民の学習の場、学習機会の支援などについて、図書館資料を利用した市民の自主的な学習の発表会の開催
- ②学びを通じた市民の交流ができる図書館づくりでは、市内各図書館で活動するボランティアと連携による「図書館まつり」などさまざまな催しの開催

<快適な利用空間の提供につとめます>

- ①市民が安全で安心して利用できる読書環境の充実
- ②図書館利用に障害がある方への施設の整備

<地域の情報を収集・保存し「歴史文化のまち堺」の発信と継承に貢献します>

- ①堺の歴史文化を保存し、地域文化資料のデジタル化（デジタル『堺市史』、地域資料デジタルアーカイブ、堺の地域文化資料の電子書籍化）による公開
- ②ボランティアと連携し、歴史資料の調査、展示会の開催

<子どもの読書環境の充実につとめます>

- ①「堺市子ども読書活動推進計画一夢をはぐくむ・堺っ子読書活動一」（平成16年3月）を策定し、家庭、地域、学校の連携による事業を実施
- ②子どもの読書環境の醸成
- ③学校図書館支援では、団体貸出配送システムをはじめ、「学校支援図書セット」の貸出など資料面での支援
- ④学校との連携では、図書館見学、学校訪問等を実施

3.3 政令指定都市立図書館比較による課題

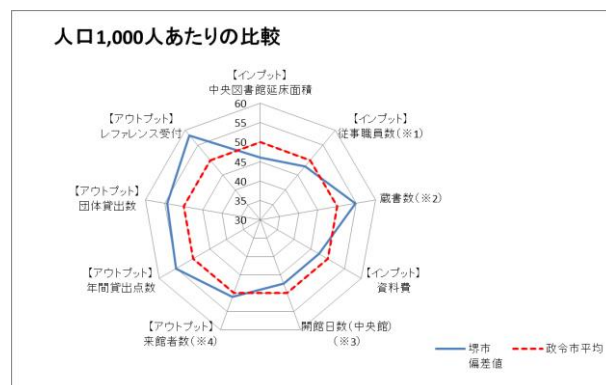
「平成27年度 政令指定都市立図書館統計比較」（図表3.3-1）から分析すると、インプット指標である中央図書館延床面積が偏差値46、図書館費が偏差値49、従事職員数が、偏差値48（いずれも人口千人あたり）と平均をやや下回る状態にある。毎年継続して、資料を蓄積していくことは、「地域の知の拠点」としてのサービスを展開していく上で必要不可欠な条件であり、市民の課題解決や地域の文化を継承していくためにも欠かすことのできないものである。したがって、資料費は、少なくともこの政令指定都市の平均を上回るように努める必要がある。また、中央図書館の延床面積も今後の拡張が望まれる。

このように堺市においては、インプット指標が相対的に低い状態にあるにもかかわらず、アウトプット指数として、来館者数、年間貸出点数、団体貸出数、レファレンス件数は、それぞれ、平均よりも高くなっている。この状況は、読書推進のための取り組みの充実、学校図書館団体貸出の充実、レファレンス機能の強化が数値として表れていると考えられる。

図表 3.3-1：「平成 27 年度 政令指定都市立図書館統計比較」 出典：「平成 28 年度 指定都市立図書館長会議資料」

| | 単位 | 人口1,000人あたり | | | |
|------------------|----------------|-------------|-----------|-------|-----------|
| | | 堺市 | 政令市平均 | 堺市 | 堺市 偏差値 |
| 専 任 職 員 数 | 人 | 838,402 | 1,370,477 | | |
| 図書館数(移動図書館を除く) | | 12 | 15 | | |
| 【インプット】中央図書館延床面積 | m ² | 4,635 | 9,440 | 5.53 | 6.88 |
| 【インプット】従事職員数(※1) | 人 | 147 | 234 | 0.17 | 0.19 |
| 専 任 職 員 数 | 人 | 77 | 84 | 0.09 | 0.06 |
| 蔵 書 数 (※ 2) | 冊 | 1,878,001 | 2,357,081 | 2,240 | 1,946 |
| 図 書 館 費 | 千円 | 566,382 | 939,636 | 676 | 723 |
| 【インプット】資料費 | 千円 | 95,944 | 151,918 | 114 | 131 |
| 開館日数(中央館)(※3) | | 306 | 311 | | 47 |
| 登 録 者 数 | 人 | 392,925 | 376,805 | 47 | 29 |
| 【アウトプット】来館者数(※4) | 人 | 2,333,178 | 3,544,396 | 2,783 | 2,680 |
| 【アウトプット】年間貸出点数 | 点 | 4,414,577 | 6,049,195 | 5,265 | 4,651 |
| 【アウトプット】団体貸出数 | 冊 | 72,729 | 80,149 | 87 | 65 |
| 【アウトプット】レファレンス受付 | 件 | 102,095 | 115,041 | 121.8 | 73.9 |

(※1) 専任職員、非常勤、短期臨時職員、委託従事者の合計
 (※2) 遠次刊行物を含まない
 (※3) 開館日数は人口1,000人あたりに換算せず偏差値計算



4 児童、青少年、高齢者、障害者サービス、乳幼児とその保護者、外国人等の利用者に対応したサービスの充実について

4.1 図書館が行うサービス全般について

図書館は、図書館を利用する市民をはじめ、学校、市民団体、民間企業、個人事業者、行政部局などをサービスの対象とする。

図書館職員は、社会状況や地域の実情を把握し、資料や情報に精通し、利用者の多様な情報要求に応え、関係部局、機関と積極的に連携して情報提供に努めなければならない。

公立図書館の利用者は、多様な個性・関心を持ち、様々なコミュニティに属し、それぞれ違った社会的な属性を持っている。従って、その要求も多種多様である。図書館は、市民が求める多様な資料・情報、学習・交流の場や機会をその市民に提供することが、最も重要な使命とされている。市民は、図書館法第 17 条の無料の原則によって、図書館の基幹のサービスをすべて無料で受けることができ、生活困窮者であっても、小さな子どもたちであっても、みんな等しく資料を借りることができる。それによって、教育の格差を縮め、情報格差も緩和できる。しかし、職員が利用者を待っているだけでは、図書館が十分に機能しているとは言えない。地域コミュニティの求めているものは何か、コミュニティの課題は何かをよく把握し、その要求や課題に応じて、様々な事業を展開していく必要がある。

「図書館の設置および運営上の望ましい基準」では、地域の課題に対応する課題解決の支援、電子情報を用いた情報サービス、乳幼児とその保護者へのサービスの充実が新たに規定されている。図書館はその規定に基づいた図書館サービスの展開が望ましい。

情報は多様化しており、デジタル情報やデジタル資料の利活用が今後の図書館の課題とされている。従来の紙資料の情報提供だけに重きを置くのではなく、インターネット上のネットワーク情報資源も等しく提供していかなければならない。デジタル・ネットワーク社会においては、市民が求める情報に確実にたどり着くための情報リテラシー教育が、今後、図書館の重要な課題となってくる。そのためには、図書館だけで完結できる情報のワ

ンストップサービスとして、情報リテラシー教育等に関わる専門的知識を持った司書の存在は、必要不可欠な要素となり、インターネット接続環境が十分に整っていなければならない。

ネットワーク情報資源をはじめ、多様な情報を得る手段を持たない、あるいは情報を得るのに困難がある情報弱者への対応が必要である。待っていても来てもらえないような情報弱者へのサービスは、関係部局や専門の機関と連携を図り、また、図書館から地域コミュニティに出かけていき、サービスを行う必要がある。

こうした情報弱者が社会的に排除されないためには、無料で情報を得る手段として、公立図書館の情報提供サービスが十分機能する必要がある。

市民がコミュニティの中で守られ、文化的な社会生活ができ、生活を自ら変えていくために、図書館は、関係部局・機関と連携をとりながら情報提供サービスの充実に努めていく必要がある。

4.2 児童サービス

児童サービスに携わる職員は、本の紹介や、書評を提供したり、読書相談に応じたりできる子どもの資料に関する専門的知識と、子どもに関する知識、子どもと本を結び付ける技術と方法を身に付けていなければならない。また、その職員は、児童に係る社会状況の把握、教育関係情報の収集、地域のボランティア団体、学校、関係機関との連携を図り、あらゆる機会に子どもの読書環境の醸成に努めなければならない。

ICT の進化に伴い、図書館のホームページの活用も重要な児童サービスの要素となる。学校においても授業で電子化が進む中で、子どもたちのウェブサイト利用が増加している。ホームページの子ども向けコンテンツでは、図書館の広報・PR、情報リテラシーを身に付けるための支援、子ども向け電子化資料の充実、調べもの対応、子ども向け地域情報の発信、対象者別のコンテンツ、子ども向けサイトの紹介などの充実に留意する必要がある。

日本の公立図書館の児童サービスは、子ども文庫活動やボランティアとそれを支援してきた公立図書館によって、発展してきた。こうした、地域コミュニティとの連携なくしては、子どもの読書環境の醸成はあり得ない。そのためには、図書館職員とボランティアとの積み上げられてきた信頼関係が重要である。

堺市立図書館の児童サービスについては、長年にわたる司書の専門性の蓄積と、資料の充実に裏付けられたサービスが展開され、さらに、家庭・地域文庫やボランティアとの連携も活発に実施されている。「堺市子ども読書活動推進計画」策定以降の事業も含め、今後、事業を継続発展させ、家庭、学校、地域との連携により、子どもの読書環境の醸成に努めていくことが必要である。

なお、平成 16 年に策定された「堺市子ども読書活動推進計画」は、その後「未来をつくる堺教育プラン」を上位計画として反映してきたが、計画策定から十数年が経過し、この間の社会情勢の変化等時代に即した計画への改定が望まれる。

4.3 青少年サービス

青少年サービスの使命として、サービスの対象者は、子どもから大人へ移行していく時期にあり、図書館は、青少年特有のニーズを把握し、情報資源へのアクセスや個々人の課題に対応した資料・情報の提供及びコミュニケーションの場の提供が必要である。

中学校、高等学校との連携及び、青少年に向けたヤングアダルトコーナーの設置、青少年のコミュニケーションを重視した参加型行事などの企画が望まれる。ヤングアダルトコーナーは、テーマを決めてブックトーク型棚作りもティーンエイジャーの多くに効果的とされている。また、居場所づくり、仲間づくりの場の提供、ホームページに青少年向け専用ページの開設、文化祭へ出かけて図書館のPRを行うことなどが考えられる。特に、平均読書冊数の伸び悩む高校生の読書推進は、堺市内の高等学校とのさらなる連携による取り組みが望まれる。

また、SNSを活用した、双方向型のコミュニケーションによるサービスも青少年には有効である。青少年特有の課題解決のためには、情報要求にあわせたパスファインダー（調べもの案内）の作成・活用や進学・就職のための関係機関と連携した広報活動が必要である。

中高生の学力向上のため、学校との連携を進め、資料・情報の提供による、学校図書館支援や教員への授業支援も望まれる。学習や生活について課題を解決するために、情報を共有しあう場、世代を超えた交流の場や機会を提供することが望ましい。

4.4 高齢者サービス

65歳以上が高齢者と定義される。一般的に総務省統計局によると「65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という）人口は3,186万人（平成25年9月15日現在推計）で、総人口に占める割合は25.0%となり、人口、割合共に過去最高となりました」という報告がされている。これは、超高齢社会へすでに入っている状況で、堺市の予測では、平成37年度は、高齢者割合は、26.9%であり、こうした高齢者のニーズ、特性に合った図書館サービスが必要であることを示している。

また、平成25年の国のアンケート調査（「平成26年版高齢社会白書（全体版）」）によると、高齢者が生涯学習を行っていない理由に、まだ現役である、社会参加したいが、その情報や仲間がない、などという結果が出ている。これらの課題は、特に生涯学習の機会、場の提供として図書館が提供すべきサービスである。

近年増加傾向にある高齢者の認知症の予防として、高齢者自身による社会参加・ボランティア活動が取り上げられている。図書館においては、高齢者による読み聞かせボランティアへの参加が考えられる。これからの、超高齢社会においては、知識が豊富な高齢者が、図書館ボランティアとして活躍できる事業が望まれる。

健康や経済的なことで不安を抱える高齢者へのサービスとして、非来館型サービス、宅配サービス、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮した施設・設備が考えられる。特に体力的に衰えた高齢者サービスとして「地域包括ケアシステム」との連携が考えられる。訪問サービスとして、高齢者の自宅への本の宅配を実施しているいくつかの

公立図書館もある。しかし、これらのサービスは、図書館単独の申込制である場合が多く、あまり実績を上げていない。図書館の宅配サービスを有効に利用してもらうためには、市の関係部局や福祉施設との連携が必要である。

また、福祉施設職員との連携の可能性の検討や、個々人それぞれに適した図書館資料や情報の提供、読み聞かせサービスの実施の可能性を検討していくことが望まれる。あわせて、高齢者を支える人たちへの情報提供サービスも必要である。

4.5 障害者及び図書館利用に障害がある市民へのサービス

障害者サービスは、一般的には図書館利用になんらかの障害がある人へのサービスであるが、広義には、特別な支援を必要とする人へのサービスと考えられる。

障害種別でみると、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、学習障害者など、それらが重複した障害を持つ人も存在する。また、学習障害者（LD）にも、様々な症状がある。こうした、図書館利用に特別な支援が必要な利用者には、障害の種類に応じた図書館サービスが必要である。そのために、DAISY やマルチメディア DAISY などの機器の設置は、障害者サービスを実施するにあたって必要となる。近年、学習障害者へのサービスの必要性が増しているが、学習障害者の中でも文字を読んだり認識したりすることが困難な失読症（ディスレクシア）へのマルチメディア DAISY を使った図書館サービスが、失読症の人たちの学習に効果があることが示されている。知的障害、学習障害など通常の活字図書の利用が困難な人にも理解できるように、図や写真を多く使うなどの工夫をして書かれたLLブックの提供も望まれる。

また、視覚障害者すべてが点字を理解できたり、聴覚障害者がすべて手話を理解できたり、障害者すべてがこうした機器を使えたりできるわけではない。そのため、図書館はその理解の上に立って、情報格差を解消するためのサービスを展開する必要がある。機器の操作では、パソコン教室を障害者向けに実施することが望まれる。障害者向けのホームページを情報発信している関係部局などに、災害時や罹患時に対応できる情報提供サービスの機能を支援することが望まれる。

平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮」について、一定のガイドラインが示されれば、それに則して、施設、サービスについて合理的配慮がなされているかを検討する必要がある。

また、来館に障害を持つ人に対するサービスとして、アウトリーチサービスがある。何らかの理由で、外出が困難な利用者に対しては、宅配サービスが必要と考えられる。また、病院に入院している患者への情報提供は、自分の病気について調べたり、別の医師からの助言であるセカンドオピニオンを探したり、入院患者の課題解決には重要な意味を持つ。そのためには、図書館と病院との連携が望まれる。また、矯正施設においては、被拘禁者へ、自己変革、教養、訴訟準備、社会復帰に役立つ、必要な情報を届けるために、図書館と刑務所や矯正施設との連携が必要である。

4.6 乳幼児とその保護者へのサービス

図書館における乳幼児サービスは、0歳から3歳未満くらいまでを対象としている。社会的に核家族化、少子化が進む中で、子育ての単位が小さくなり、保護者と乳幼児という子育てに孤立してしまいやすいケースが増えてきている。保護者の孤立を避け、子育ての悩みや課題を解決するためには、子育ての単位を、コミュニティへと広げていく必要がある。

図書館では、各保健センターの健康診査時に行われている乳幼児とその保護者に対する絵本のプレゼントの機会をとらえて、啓発冊子及びブックリストの配布、読み聞かせ等を実施している。希望する保護者には、子どもの発達段階に応じた推薦図書等の案内を「さかい☆Hug はぐメール」で配信している。

また、中央図書館及び各区図書館、分館に子育て支援情報コーナーを設置し、資料の充実と提供に努めている。さらに、乳幼児への絵本の読み聞かせや、おはなし会を実施し、子どもの発達段階に応じた保護者向け講座も実施している。これらのサービスは、今後も図書館が、継続して取り組んでいく必要がある。子育てに関して知識や経験のある市民と現在子育て中の市民が交流できる場も提供することが望まれる。あわせて、子育てに関連する部局との連携を図り、子育て支援の相談会の開催などを、定期的に図書館で取り組むことも望まれる。

図書館に来館していない家庭的に問題を抱える乳幼児とその保護者に対しては、子育て支援関係部局と連携を図り、地域子育て支援センター等に出かけて図書館利用の啓発や、図書館利用で生活の中の課題解決をできるように、まずは、図書館へ来てもらえるようなサービスを企画することが望まれる。

4.7 外国人に対する多文化サービス

「IFLA/UNESCO 多文化図書館宣言 2008」で多文化サービスの意義は、コミュニティを構成する多様な文化の相互理解であり、地域の文化、母国語圏の文化を知ること、さらに、お互いの文化を理解することである。

堺市の外国人登録人口（図表 4.7-1）によると、堺市の総人口に占める外国人の人口割合は、平成 29 年 2 月末現在で、12,789 人（1.52%）であり、マイノリティではあるが、これら外国人は、生活するにあたって、十分な情報を必要としている。堺市の外国人人口の実態を踏まえ、図書館は、地域の特性に合った、言語圏の多文化サービスを、こうしたマイノリティに対して、あるいは相互理解者となるマジョリティに対しても、提供していかなければならない。

平成 26 年 9 月現在の図書館における外国語資料の点数は、一般資料が 5,283 点、児童資料が 5,635 点、合計 10,918 点である。2014 年 3 月末日現在の蔵書が 1,952,387 点、そのうち外国語資料が占める割合は、0.56%である。

人口比 1.39%で換算すると必要蔵書冊数の約半分に満たないということになる。外国語資料の内訳比率を見ると、英語が一般：80.6%、児童：76.1%、中国語が一般：2.1%、児童：4.2%、ハングルが一般：0.2%、児童：3.6%である。堺市の場合、国別の人口比率か

ら考えて、「韓国及び朝鮮」「中国」の人口が最も多い。そのため、その言語の資料の充実が必要であると考えられる。外国人の文化の違いを考え、図書館は、誰でも気軽に利用できる場であるという啓発の必要があるため、館内掲示物や案内サインなどを外国語対応することが望まれる。

外国語資料は、外国人登録している市民だけが利用するものでもなく、それ以外の市民も外国文化、外国語の理解のために必要としており、外国語資料をさらに充実させ、多様な資料を提供していくことが望まれる。少なくとも外国人の割合に応じた資料収集・提供、多言語の新聞・雑誌、電子書籍の収集・提供が必要である。

また、図書館では、外国人がコミュニケーションを図れる場や、外国人同士や日本人との交流の場、日本語教室などのグループ学習の活動の場を提供することが考えられる。外国人が集まる場に出かけて、そこで情報提供することや旅行者に対する情報提供サービスも考えられる。

図書館ホームページからの情報発信については、様々な外国語に対応したコンテンツを作成することが望ましいが、まずは、外国人にもわかりやすい日本語表現である「やさしい日本語」での情報提供に取り組むべきである。「やさしい日本語」は、災害時などの緊急時に有効であるとの実証結果もあるため、図書館のホームページでもこの「やさしい日本語」に準じた情報発信、情報提供を行うべきである。

図書館には、絵本や児童向けの本はたくさんあり、また、対訳の本などもある。これらの資料は、外国人が生活情報や日本文化に触れるために、日本語を勉強する際にも有益な資料となる。

様々な外国人の団体や外国人が利用する店舗、施設へ図書館の情報を発信する、情報提供を行うことも検討すべきである。関係部局とも連携し、外国人にとっても日常生活に役立つ図書館としてサービスを提供することが求められる。

図表 4.7-1：国籍別外国人登録人口（国別）

平成 29 年 2 月末

| 国籍 | 人口 | 割合 |
|-----------|--------|---------|
| 韓国及び朝鮮 | 4,324 | 33.81% |
| 中国（台湾を除く） | 4,650 | 36.36% |
| フィリピン | 785 | 6.14% |
| ブラジル | 315 | 2.46% |
| ベトナム | 1,223 | 9.56% |
| ペルー | 196 | 1.53% |
| 米国 | 133 | 1.04% |
| タイ | 159 | 1.24% |
| インドネシア | 141 | 1.10% |
| 英国 | 42 | 0.33% |
| オーストラリア | 33 | 0.26% |
| カナダ | 22 | 0.17% |
| その他 | 766 | 6.00% |
| 合計 | 12,789 | 100.00% |

資料：市民人権局市民生活部戸籍住民課

5 課題解決型サービスと情報サービスについて

5.1 課題解決型サービス

「これからの図書館像：地域を支える情報拠点をめざして（報告）」で示された図書館サービスの新たな視点として課題解決型サービスの充実があげられる。市民が日常生活を送る上で、個人や地域の抱える課題を解決するために、必要な資料や情報を提供し、課題解

決に役立つ図書館であることにより、市民生活が潤い、市民社会が活性化し、都市力が上がる。また、都市内分権の各区のコミュニティの活性化も考えられる。こうした課題解決型サービスによって、行政が直面する地域の課題を解決できる可能性がある。課題解決サービスには、ビジネス支援、行政支援、医療・健康情報サービス、法情報サービスなど、社会的な情勢、地域の実情に応じた的確で体系的な資料情報の提供が必要である。サービスの方法としては、講座の開催、テーマ別資料コーナーや展示、パスファインダー（調べものの案内）の作成、ホームページを活用した情報発信などが考えられる。地域の関連機関に出向き、情報提供をとおして地域の課題解決のためのサービスも必要とされる。また、図書館の資料・情報提供を通じた、関連機関や団体との積極的な連携・協力が望ましい。

課題解決型の生涯学習を支援することにより、日常生活を充実することができると思われており、後述するデジタルファブリケーターを使ったモノづくり体験など、幅広い年齢層による体験的学習によって、児童においては豊かな発想力の醸成が、一般成人においては課題解決型の生涯学習の促進が期待できる。

5.2 ビジネス支援サービス

総務省ではファブ社会を推進しており、レーザーカッター、ミリングマシン、3D プリンターなど、デジタル工作機器による材料加工技術をすすめている。また、情報、通信、製造が連携した技術により、新たなものづくり社会の実現を目指している。

また、堺市においては、平成3年3月に策定した「堺市振興アクションプラン ～匠のDNAが躍動する都市 堺～」を平成26年3月に改定し、その施策の一つとして、ものづくり新事業へのチャレンジ支援のための助成について継続して取り組んでいる。

米国の図書館では、図書館内に作業スペース（メイカースペース）を設け、工作機械を使い、ものづくり体験をすることで、地域の産業に新たなイノベーションを生む取り組みが行われている。日本では、ファブラボジャパンネットワークが活動しているが、米国のように図書館に組み込まれたファブラボは現時点ではほとんど存在しない。こうした、ファブラボ等と連携したメイカースペースのサービスを図書館で実施することにより、ものづくりを中心とした中小企業を支援することができる。

図書館が、こうした産業振興策において、地域産業を活性化するために、起業のリサーチ、統計資料等の提供、手続き方法、事業運営に関わるレファレンス、就職情報の提供など、ビジネスに関わる積極的な情報提供が望まれる。産業振興に関わる部局、機関との連携により、企業や個人商店・サラリーマンなどに、情報提供を通じて支援することが望ましい。ビジネス支援サービスを進めるにあたり、図書館でさまざまな情報獲得のための調査相談ができることを市民に広報していく必要がある。あわせて、就業者支援として、さかい JOB ステーションやハローワーク等の関係部局との連携、就職に役立つ資料の紹介や就職関連のパンフレットの設置、講座の開催等にも積極的に取り組むべきである。

また、産業振興策において地域の企業の開発製品の情報も、単なる製品情報だけではなく、例えば、開発されたものを図書館で使うということで、製品の普及につながっていくと考えられる。堺市の地元の産業として、堺市産業振興センターの支援する企業は、ものづくり産業を中心にしたベンチャー企業、中小企業である。そこでは、独自の製品開発を

おこなっており、今後の堺市の経済を支えていく企業になっていく可能性がある。こうした企業の経営に関する相談窓口との連携により、図書館が資料・情報提供により、支援することが望ましい。

5.3 医療・健康情報サービス

コミュニティの抱える課題に、市民の健康問題があげられる。国民の2人に1人が、がんに罹患し、3人に1人が、がんで死亡しており、がん対策が遅れている日本にとって、特に情報弱者が健康・医療情報を得ることは、喫緊の課題とされている。国により、「がん対策基本法」が平成18年に制定され、平成24年に、厚生労働省から「がん対策推進基本計画」（平成24年6月）が平成28年までの計画として出されている。堺市においては、平成24年9月に「堺市がん対策推進条例」を制定した。

図書館でのがん情報の提供については、西図書館において、健康情報コーナーと闘病記コーナーを設置し、健康・医療関係のパンフレットなどの情報を提供しているが、さらに医療・健康情報サービス及びがん情報サービスについての取り組みが今後必要である。

図書館を一つの相談窓口として、がん予防、緩和ケア・心のケアも含めて、情報弱者にがん情報を提供していく事業が望まれている。

メディカルリテラシーとして、最新の治療情報・論文は、米国国立医学図書館のPubMedから得ることができる。こうした情報も、図書館のインターネット閲覧端末から、プリントアウトして活用できる。

平成26年の科学技術振興機構（JST）企画募集事業で、「継続的なワークショップ運営による情報弱者向けがん情報ツールの作成と普及」が選ばれ、この連携事業に、堺市と逗子市が参加している。この情報弱者へのがん情報提供の実践成果を今後の図書館サービスにフィードバックすることが望まれる。

医療・健康情報は、図書館を一つの窓口として、インターネットも活用し、その最新情報を含め、すべての図書館で提供していくとともに、健康・医療の関係部局、関係機関と連携した講座開催や、がん医療の相談窓口の開設などの取り組みも考えていく必要がある。

西図書館で設置している「闘病記コーナー」などの取り組みを市民に広報し、利用促進を図ることが望ましい。

5.4 行政支援サービス

地方分権一括法以降、国の機関委任事務が廃止され、法定受託事務と自治事務という制度へと変わり、多くの事務が地方へ権限移譲された。そのため、地方公共団体の様々な部局は、政策決定に携わることが多くなった。政策決定のためには、資料収集、分析などのリサーチが重要な位置を占める。行政に対するサービスは、市政に携わる職員に対するサービスであり、政策決定に大きくかかわる支援でもある。また、行政部局は、十分リサーチした事実とデータに基づく政策を施し、行政職員の生産性を高め、仕事の効率化を図ることによって、市民サービスの向上につながる。行政職員の仕事に関わるリサーチは、図書館からの資料や情報の提供により、効率的、多面的にすすめることができると考えられ

る。そのための、行政情報ネットワークシステムや図書館ホームページ、庁内通送便を利用した図書館の問い合わせ窓口、情報提供の仕組み、資料物流についてのシステム作りが望まれる。行政情報ネットワークシステムを利用したレファレンスサービスを実施することで迅速な情報提供が可能である。

行政支援サービスを実施するためには、市役所等に職員専用の図書館の窓口を設けるという方法も有効であると考えられる。出先機関には、資料提供のための庁内通送便などを利用した物流システムの活用が必要である。

堺市役所内には、議員の調査研究に役立てるため、地方自治法の規定により議会図書室が設置されている。議員の活動がより円滑に進められるよう、議会図書室と図書館との連携が議員の調査には不可欠のものであり、その強化も望まれる。

5.5 情報活用能力の育成と学習活動支援

デジタル・ネットワーク社会の進展に伴って、図書館サービスとして、利用者が情報にたどり着くための技術である情報リテラシー能力を高めるための支援が重要になってくる。

図書館利用支援とは、「すべての利用者が自立して図書館を含む情報環境を効果的・効率的に活用できるようにするために、体系的・組織的に行われる図書館サービス」といわれている。

誰もが教育の機会を得られるよう、コンピュータやインターネット等が利用できる場を整備し、多くのコンテンツの中からその人にふさわしい教材を提供することが期待されている。

たとえば、ウェブサイトで公開され、誰でも無料で受講できる講座を図書館の端末を通じて利用する、図書館で編集した地域文化、地域産業、さらに産業振興のための情報を SNS 等で広報することで、来館しなくても情報を得ることができるサービスも考えられる。図書館の利用方法を学べるイベントとしては、館内見学や資料の探し方などの「図書館探検」があり、本市でも主に児童を対象に実施している。音声ガイドの館内ツアーや、動画によるバーチャルツアーの配信なども考えられる。

情報活用能力を高めるイベントとして講座や講演会の開催があり、主にオンラインデータベースの活用を目的に実施している。さらに広いテーマでの企画を行うためには、十分な台数の情報機器や ICT 環境の整備が必須である。レファレンス事例やリンク集の公開、パスファインダーの整備等による間接的な情報活用能力支援も継続していく必要がある。

パソコンやインターネットへの接続環境が自宅にない、または情報へのアクセスに慣れていない、いわゆる情報弱者への情報通信の利用啓発、情報リテラシーの向上を図るとともに、ICT 環境の更なる充実や市民の利用教育の向上が望まれる。情報活用能力を高めるイベント等には、コンピュータ操作や、情報検索等にスキルを持つボランティアとの連携も望まれる。

ラーニングコモンズは、図書館でのグループ学習ができるスペース提供と学習活動のための資料、情報提供サービスを実施するサービス形態であり、生涯学習社会にあって、こうした場の提供は、地域コミュニティに貢献するサービスとして望まれており、実施が望まれる。

大学図書館では、電子ジャーナルや、論文の複写サービスなど、研究活動に必要な機能を備えている。こうした、研究活動は、公立図書館の資料群では、限界がある。大学に所属しない市民が、十分な研究活動を個人、あるいはグループで行うためには、大学図書館と公立図書館がそれぞれのサービスを補完する形の連携を図ることが望まれる。

5.6 情報サービス

情報サービスとは、ある特定の情報を求める利用者に、適切な情報を探し出せるように支援するサービスである。最も一般的なのがレファレンスサービスであり、例えば、堺市立図書館でその情報が得られない場合、その分野の適切な専門家や専門機関を紹介するレフェラルサービスも含まれる。

レファレンスサービスは、平成20年度から8年間で確実に伸びてきている(図表:5.6-1)。基本的なこの課題解決サービスについては、専門のカウンター(窓口)があり、専門的知識と技術を持つ司書を常時、レファレンスカウンターに配置し、市民からの調査相談に応じる必要がある。来館が困難な利用者については、ホームページを通じて、質問を受け付けるE-レファレンスサービスを継続していくことは当然であるが、今後は、チャットやテレビ電話などを利用したリアルタイムサービスの提供も検討すべきである。

また、間接的なレファレンスサービスとして、事例の積み重ねによるデータベースの構築とパスファインダーの作成、ホームページ公開時にオープンデータ化を行うことで、2次利用の促進も期待できる。常に、職員はレファレンスサービスの内容について分析し、そのサービス向上を図る必要がある。

図書館情報システム、ホームページを利用した情報サービスの一つに、利用者の関心のある特定主題について、新着目録、目次情報などを提供するカレントアウェアネスサービスがある。カレントアウェアネスサービスには2種類あり、利用者が求める

図表 5.6-1:堺市立図書館レファレンス件数の推移 (平成20年度～平成27年度)

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 中央図書館一般サービス | 20,881 | 21,328 | 18,183 | 17,598 | 19,505 | 21,645 | 21,983 | 12,554 |
| 中央図書館地域資料サービス | 277 | 388 | 1,614 | 2,582 | 2,367 | 1,618 | 1,543 | 5,438 |
| 中央図書館児童サービス | 3,573 | 6,605 | 7,782 | 7,367 | 10,769 | 8,842 | 7,751 | 1,158 |
| 堺市駅前分館 | 1,916 | 2,791 | 1,990 | 1,673 | 1,579 | 2,795 | 3,050 | 3,776 |
| 中図書館 | 1,960 | 2,779 | 4,616 | 4,015 | 4,780 | 4,891 | 6,894 | 5,210 |
| 東百舌鳥分館 | 566 | 1,828 | 3,039 | 3,264 | 1,695 | 1,567 | 1,416 | 1,650 |
| 東図書館 | 1,998 | 3,930 | 3,616 | 7,601 | 8,429 | 11,882 | 8,211 | 5,972 |
| 初芝分館 | 1,180 | 1,004 | 1,536 | 2,043 | 2,373 | 2,013 | 2,054 | 4,701 |
| 西図書館 | 6,130 | 7,431 | 7,289 | 5,701 | 7,265 | 7,517 | 9,403 | 8,164 |
| 南図書館 | 9,874 | 10,880 | 9,090 | 13,899 | 18,804 | 21,309 | 17,815 | 16,895 |
| 梅分館 | 1,965 | 2,212 | 1,945 | 2,028 | 2,788 | 4,192 | 4,478 | 8,571 |
| 美木多分館 | 3,152 | 3,292 | 3,481 | 4,378 | 4,430 | 4,328 | 3,865 | 3,829 |
| 北図書館 | 4,314 | 7,355 | 9,204 | 9,061 | 9,695 | 9,859 | 10,165 | 10,399 |
| 美原図書館 | 8,516 | 9,535 | 10,196 | 6,920 | 8,123 | 7,711 | 9,652 | 13,778 |
| 合計 | 66,302 | 81,358 | 83,581 | 88,130 | 102,602 | 110,169 | 108,280 | 102,095 |

雑誌や書籍の目次を提供するコンテンツサービスと関心のある特定の情報を提供するSDI

があるが、現在の図書館情報システムでは、すでに SDI は実施している。特定分野を集めた、目次情報の速報などが閲覧できるコンテンツサービスも実施することが望ましい。

6 子どもの読書習慣の形成を図るため、学校及び学校図書館の支援の充実について

『これからの図書館像』では、学校との連携・協力について「子どもの読書活動や学習活動を推進する上で学校図書館の活用が進んでいるが、図書館は、こうした学校図書館の活用が進むよう学校図書館への支援を積極的に行う必要がある。」とし、学校訪問や、読み聞かせ、調べ学習の支援、司書教諭・学校司書への研修支援が必要であるとしている。

平成 26 年 3 月に「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」が出されている。

その中で、学校図書館の機能は、「読書センター機能」「学習センター機能」「情報センター機能」とし、学校司書は、司書教諭と協力して、各機能の向上という役割を担うとされ、また、「学校図書館担当職員は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員と共に進める。」としている。それを受けて、平成 26 年 6 月、学校図書館法が改正され、学校図書館には「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として学校司書の配置の努力義務が明記された。学校司書としての資格のあり方と養成のあり方については、同法附則の検討の中で謳われ、今後の検討事項とされた。こうした動きの中で、学校図書館を活性化するためには、公立図書館の支援が必要である。

平成 22 年度の堺市立学校園（以下学校園）への配送システム開始により、図表 6-1 のように読書用と調べ学習用の平成 22 年度対前年度比が小学校で、2 倍以上、中学校・高等学校で 3 倍以上の伸び率を示しており、効果ははっきり表れている（平成 23、24 年度の中学校・高等学校の読書用は、調べ学習用に大部分シフトしている）。平成 24 年度には高等学校への配送システムを開始し、前年度に比べて 2.6 倍に増加した。したがって、今後とも学校園への配送システムによる資料的な支援を継続していく必要があり、今後の方向性として、中央図書館が学校図書館支援センター的な機能としての役割を担うことが望ましい。そのシステムとは別に、学校訪問、図書館見学、学校図書館との連絡会は、中央図書館、各区図書館で実施し、連携を進めることが望ましい。

学校園の教員に対する支援は、学級経営や授業などに役立つ資料・情報提供を学校への配送システムも含めて進めることが望ましい。あわせて、学校図書館への資料の整理方法

図表 6-1：学校への団体貸出の推移

| 年度 | 読書用資料 | | 調べ学習用資料 | | 合計 | |
|----------|------------|---------------------|------------|---------------------|------------|---------------------|
| | 小学校 (冊) | 中学校・ 高等学校 (冊) | 小学校 (冊) | 中学校・ 高等学校 (冊) | 小学校 (冊) | 中学校・ 高等学校 (冊) |
| 平成 21 年度 | 8,214 | 165 | 8,563 | 327 | 16,777 | 492 |
| 平成 22 年度 | 18,348 | 525 | 18,200 | 1,133 | 36,548 | 1,658 |
| 平成 23 年度 | 11,361 | 433 | 10,707 | 500 | 22,068 | 933 |
| 平成 24 年度 | 13,241 | 158 | 12,467 | 2,268 | 25,708 | 2,426 |
| 平成 25 年度 | 13,415 | 67 | 17,234 | 1,956 | 30,649 | 2,023 |
| 平成 26 年度 | 13,983 | 125 | 23,227 | 1,454 | 37,210 | 1,579 |
| 平成 27 年度 | 20,701 | 160 | 23,811 | 1,719 | 44,512 | 1,879 |

や選書支援、蔵書計画（構成）支援も必要である。

また、図書館と学校園との情報共有については、図書館ホームページのほか市の行政情報ネットワークシステム、教育情報ネットワークシステムを活用し、効率的、効果的に情報が伝達できるようにする必要がある。

7 地域の歴史文化資源による情報発信、情報サービスの充実について

7.1 地域資料の収集・保存について

堺市立図書館では、大正 5 年開館以来、堺に関する地域資料を収集、保存、提供している。これらは、図書だけではなく、様々な形態の資料を含み、将来に向け適切に保存していく必要がある。

あわせて、さまざまなニーズをもつあらゆる人が、堺に関する情報を利活用でき、課題解決できるような環境を整備する必要がある。

図書館は、100 年の歴史を持ち、当館にしかない貴重な地域資料を数多く所蔵し、保存している。日本三大市史に数えられる『堺市史』編纂時に収集された史料、写真原版等を昭和 7 年に市史編纂部より引き継いでいる。

また、明治期に編纂された『堺大観』や『堺史料類纂』などの資料群も引き継いでいる。

散逸する地域資料を収集するため、稿本、古絵図、古文書、絵はがき、引き札など多岐にわたる形態の資料や書店等では入手できない行政資料や自費出版、パンフレット等の収集も行っている。

そのほか、ボランティアグループ「堺メモリー倶楽部」と協働して、地域に残る歴史資料を収集、整理、デジタル化して公開する「堺メモリー事業」の一環で「『堺大観』写真集明治と現在」や堺市立図書館史のパネル等を作成した。

保存に関しては、地域資料を迅速に提供できるよう、図書館内で資料の装備、書誌データの作成等を行っている。また、劣化の進んでいる歴史史料については、適切な保存・修復対策を行っている。

これまで、図書館では、昭和 39 年からの『堺市史続編』編纂事業に先立つ史料（歴史資料）調査の過程で古文書等を収集、保存してきた。昭和 41 年には図書館史料の紹介をおこなう研究誌『堺研究』を発行した。（現在第 38 号まで発行）。

古文書の利活用を図るため、平成 10 年度から整理事業を実施し、目録作成、マイクロフィルム撮影、複製資料を作成した。以降も、収集した古文書の目録作成や内容調査を継続して行っている。

地域資料の収集、保存は、専門的知識とスキルを有した職員による長年の資料の蓄積により維持されてきた。今後も、現在の水準を維持し、また、時代の変化に即した新たな展開を加えることで、地域の歴史文化を継承し、地域のアイデンティティを醸成していくことが必要である。

あわせて、ボランティアグループなどの市民団体や教員などとも連携して、地域資料の収集、保存に取り組む必要がある。

堺市は、世界遺産登録をめざす仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群のほか、長い歴史の中で継承されてきた歴史文化資源を有している。さらに、平成 27 年 3 月には、「さかい利晶の杜（堺市文化観光拠点）」が開館した。図書館は、こうした文化の継承するためにも、庁内（博物館、広報部、文化部、世界文化遺産推進室、観光部等）、国や他の専門機関との連携をすすめ、図書館独自では達成できないような、既存の枠にはとられない事業を行うことが望まれる。

7.2 地域資料の情報発信について

地域資料のデジタルアーカイブによる情報発信の必要性は、国においても示されているが、堺市の歴史文化を広く世界に発信するため、資源をデジタル化し、データベース化して、地域資料デジタルアーカイブとして、館内やホームページで公開していくことが望まれる。

当館の電子図書館では、郷土史家の著作を中心に平成 27 年度現在、地域資料 31 点を公開している。また、公益財団法人図書館振興財団の助成を受け、平成 24 年度に『堺市史』第 7 巻の全文デジタル化を行い、ホームページで公開している。地域資料デジタルアーカイブとして、引き札、絵はがき、古写真、絵図など 797 点を館内専用端末、およびHP上で公開している。（平成 27 年度現在）

そのほか図書館ホームページから堺に関するレファレンスを全国から積極的に受けつけ、回答をおこなうとともに、事例を蓄積している。また、堺関係新聞記事索引を作成する等レファレンスツールの整備を行っている。

地域資料の情報発信の充実については、ICT を積極的に活用し、デジタルアーカイブの構築、音声・動画コンテンツの公開、オープンデータ化などを検討することが必要である。

また、地域を理解し、地域のアイデンティティを醸成するため、小・中学校を司書が直接訪問して、地域資料講座を行うなど学校に向けて、子ども向けの地域資料の情報提供、発信が必要である。複製資料などを活用して、ビジュアルに訴え、広く興味をひくような情報提供が望まれる。与謝野晶子や仁徳天皇陵古墳など著名な歴史文化資源だけではなく、住民が育んできた歴史を発信することが望まれる。

戦災や工業化等により風景が変貌しているため、現在の場所と歴史がつながりを持って感じにくい。AR（拡張現実）等を活用して、失われた歴史資源を再現することも検討すべきである。

8 開かれた図書館と市民との連携について

効果的な図書館サービスを展開するためには、司書の専門性だけでは十分な効果を得られない場合があり、行政とボランティアとの適正な関係に配慮しつつ、図書館サービスの付加価値としての部分について、ボランティアの協力を求める必要がある。

地域コミュニティの発展のためには、信頼関係に基づいたさまざまなコミュニティの活動が活性化されなければならない。市民の活動を支えるため、活動の場の提供、情報の提

供は、図書館の重要な使命の一つでもある。コミュニティ内の個人の多様なスキルや組織力を活用することが、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）という概念であり、地域コミュニティを創生し、その活動を活性化するため、図書館はさまざまなスキルを持つ市民が自発的に、また自立して図書館でも活動のできる場を市民とともにつくることが求められている。

児童サービスの章でも述べたように、堺市立図書館では、長年に渡る図書館職員とボランティアとの信頼関係、連携体制が築かれてきており、行政の補助的役割ではなく、対等な協働関係を今後も継続していくことが望まれる。

また、超高齢社会においては、知識の豊富な高齢者の協力を得ることは、図書館業務の発展につながり、高齢者の社会参加にもなる。

このような市民との連携は、地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題や、逆に市民だけでは解決できない問題など、相互にお互いの不足を補完し、協力し合うことで、地域の課題解決に資するとされている。そのため、図書館業務においても市でやるべきことを明確にしたうえで、市民と連携し、協働することが望まれる。

9 ICT の進化にあわせた情報提供や知のアクセスポイントとしての機能の充実について

9.1 デジタル・ネットワーク社会に対応した図書館

デジタル・ネットワーク社会においては、図書館における ICT 活用により、多様な情報提供の可能性が期待されている。デジタル資料の活用については、普段インターネットを利用することができない環境にある市民に対して、利用者閲覧用インターネット端末を十分に用意する必要がある。

情報インフラ整備の観点から、中央図書館、各区図書館で、無料のインターネット接続ができるように、高速通信回線のスマートフォン等の普及など、急速な通信環境の変化を考慮し、費用対効果を勘案したうえで、公衆無線 LAN か、またはそれに代わるインターネット閲覧環境を図書館で実現することが望ましい。

また、スマートフォン、タブレット端末等の新たな普及に伴い、その利用者が増えると考えられ、図書館は、電子書籍提供と併せて、これらの機器を持たないあるいは持てない市民向けに、電子書籍閲覧用としてそれらの貸出も含めて、検討する必要がある。機器の提供とともに、操作方法やインターネット情報の利活用、電子メールの使い方、各種データベースの利用方法などの情報リテラシーの支援も必要である。

9.2 電子書籍・データベースの利活用について

非来館型サービスとして、電子書籍の提供サービスは、来館困難者にとっては非常に便利なサービスとなる。しかし、現状の著作権法の下では、電子書籍の図書館での公衆送信については著作権者の許諾がいるため、公立図書館での電子書籍提供サービスの実施は、

平成 28 年 10 月時点では、全国で 53 館、約 3.8%に留まり、普及が進んでいない。(米国では、約 95%の図書館で導入済み)

オンラインデータベースは、デジタル情報提供サービスとして、求める新聞記事を調べたり、市民が新たに起業したりするときなど、多様な利活用の方法があり、有効な情報資源である。また、オンラインデータベースは、民間事業者が提供する有料データベースが一般的であるが、図書館では誰もが無料で閲覧できる環境が必要である。

今後のデジタル資料への需要に対して、図書館は、多様な契約方式、複数の業者との契約に対応するとともに、特に電子書籍提供サービスについては、提供される書籍の種類や数の少ないことが導入の進まない大きな要因と考えられるので、出版社や電子書籍提供業者に対して、公立図書館が連合して要望を伝えることも検討すべきである。

また、オンラインデータベースにおいては、テキストが主体のデータベースとともに音楽データベースも含めた数十種類のデータベースの提供が望まれる。オンラインデータベースの利用促進のために、使い方講座などを定期的に開催し、市民の情報リテラシー向上のための支援を図る必要もある。

図書館のホームページを通じて、オンラインデータベースを利用できる（ゲートウェイ機能）など ICT を活用した非来館型サービスに取り組むことが望まれる。

そのほか、国立国会図書館では、「国立国会図書館サーチ外部提供インタフェース仕様書」を公開し、すでに官公庁の統計類が利用できるようになっている。堺市の図書館の蔵書検索システムや地域資料のデジタルアーカイブシステムにも API を実装することで、国立国会図書館サーチからの検索・公開が可能となる。地域資料のデジタル化に伴うデータベースの公開に効果があり API の活用が望まれる。

また、公開されている他のデータベース利用も図書館ホームページを窓口にして活用できることが望ましい。

9.3 JAPAN/MARC の活用について

公立図書館における書誌情報は、民間 MARC を購入し、目録情報として使用しているが、民間 MARC は商業ベースであるため、高額になった場合問題が生じる可能性がある。国立国会図書館では、JAPAN/MARC を作成・公開し、広く図書館で利用を推奨している。民間 MARC 作成業者は、出版業界との連携で、MARC の作成が速く、その点で、JAPAN/MARC が劣るという懸念があったが、ここ数年で、JAPAN/MARC も出版業界との連携によって、以前に比べて MARC 作成が速くなっている。システムベンダーにおいても対応が進んできたこともあり、MARC の収録内容が必要十分か、利用サービスに支障がないかを考慮したうえで、JAPAN/MARC への切り替えが可能か検討する必要がある。

9.4 ICT を活用した広報活動について

広報活動は、従来の図書館利用者だけではなく、図書館を利用していない市民に対しても情報を届ける重要な活動である。

ホームページによる情報の発信は既に行われているが、子ども・外国人・障害者などあ

らゆる市民がアクセスできるユニバーサルなホームページ、パソコン・モバイルなど媒体に関わらずアクセスできるホームページへと改善する必要がある。また、CMS を利用するなど、情報発信しやすいしくみを導入することで、迅速で効率的な運用が可能となる。また、前述したように、ホームページに掲載する記事やデータは内容に応じて、オープンデータ化することで、2次利用を促進させることができる。

一方向発信型としては、その他、メールマガジン配信や、RSS フィード配信などによる最新情報の提供、利用者の関心を反映できる SDI サービスによる情報の提供などが考えられる。また、双方向型として Facebook や Twitter などの SNS を利用した情報の提供方法がある。これらは、即時的、効率的な情報発信が可能となり、また、市民の意見も常に聞くことができ、それをサービスに反映していくことが可能となる。さらに、利用者参加型という特性をいかし、読書コミュニティの形成など様々な可能性が考えられる。

常に進化していく ICT 環境をうまく利用し、多くの人に届く広報活動を展開していく必要がある。

9.5 ICT 活用による専門業務の強化と業務の効率化

ICT 活用による業務の効率化や効果的な資料管理、施設管理を図ることにより、蔵書計画、レファレンス（調査相談）、情報発信等司書職員に求められるより専門的な業務に専念でき、レファレンスでの活用等新しい情報サービスが生まれる可能性がある。

レファレンスについても、将来的には AI（人工知能）を活用することや資料の排架や整理など比較的単純な業務については工業用ロボットを活用することを検討すべきである。

ICT の活用により利用者と十分なコミュニケーションを図り、専門的な質問であっても的確に把握し、あわせて情報弱者に対する配慮などきめ細やかな対応が求められる業務も強化し、利用者一人ひとりに寄り添ったサービスの向上を図ることを検討すべきである。

その効果としては、デジタルアーカイブによる地域情報の発信やホームページによるきめ細やかな情報発信のほか、業務の効率化も図ることが可能となる。

また、RFID（IC タグ）を導入することによって、予約資料の自動受取りや、自動書庫、返却ポストでの自動返却、自動仕分け、資料の所在確認、自動排架なども可能となり、業務はかなり効率化される。特に貸出・返却の処理時間や、蔵書点検での作業時間の短縮が期待できる。

資料の貸出手続きでは、これまでの窓口での対人対応に加え、自動貸出機によるセルフ貸出や予約資料の自動受取りなども可能となり、図書館利用者の利用形態にあわせた手続きの選択肢を拡げることになる。

10 広域相互利用と図書館の連携について

市民の生活圏が、通勤・通学等で広域に広がる中で、その生活圏内で、自治体の枠をこえて図書館活用ができることが求められている。現在、図書館では、生涯学習の場を拡大し、教育の向上及び文化の発展に寄与することを目的として、大阪市との相互利用、協定

を締結した泉北地域 4 市 1 町（堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）の広域相互利用などを実施している。平成 27 年度の時点で、堺市民が他の 3 市 1 町で利用している統計は、図表 10-1 のとおりである。

図表 10-1：平成 27 年度泉北地域 4 市 1 町相互利用統計

| | 登録者数 | 貸出人数 | 貸出点数 |
|------|------|-------|--------|
| 泉大津市 | 33 | 138 | 633 |
| 和泉市 | 195 | 2,017 | 8,494 |
| 高石市 | 96 | 680 | 3,096 |
| 忠岡町 | 4 | 19 | 132 |
| 総計 | 328 | 2,854 | 12,355 |

今後とも広域相互利用は、地域住民の生涯学習を支援し、図書館利用の拡大を図ることが期待できるので、市の大都市政策の方向性と市民の利便性向上を踏まえ、継続及び拡大の必要性について検証、検討していくことが望ましい。

11 保存センター機能について

平成 27 年度末の蔵書冊数は、1,878,001 冊（人権ふれあいセンター、青少年センターを合わせると、1,933,484 冊）と、約 200 万冊に近くなっており、政令指定都市立図書館統計の比較（第 3 章：図表 3.3-1）でもわかるように、人口 1,000 人当たりの平均で上回っており、政令指定都市 20 市中 8 番目となる。図書館の長い歴史の中での蓄積された資料は、市民の大切な財産であり、知識の宝庫である。そのため、その保存は「堺市立図書館資料保存基準」に則し、特に本市にしか所蔵していない貴重な資料は長期的に保存していくことが望まれる。特に、各区図書館では、書庫機能を有しているが、一般資料を分担保存している現状の中で、近い将来、図書館書庫の収容能力の問題が課題としてあげられている。今後、中央図書館が、堺市の中心的な保存機能を持った図書館として機能していくことにより、その課題を解決できると考える。そのため、現在の中央図書館の建替えは、不可避である。

デジタル資料の保存については、ハードウェア、ソフトウェアとも寿命が短いため、紙資料、マイクロフィルムと違い、ソフトウェアを別のハードウェア環境に移行するマイグレーション及びソフトウェアを本来の仕様と異なる動作環境で擬似的に実行させるエミュレーション等の 2 種類の方法をとる必要がある。そのため、変換するための経費や資料ごとに最適な手法を選ぶ専門的な業務が必要となる。

今後、図書館でも電子書籍の導入が進んでいくものと予測されるが、これまで出版されたものを含めて、すべての書籍が電子書籍に移行するには相当の年数がかかると予想される。従って、現在所蔵する印刷媒体資料については、今後も長期的に保存する必要がある。

また、学校図書館への資料支援のために、授業に役立つ資料を準備する学校図書館支援センター的な機能も検討する必要がある。

図書館では、開館以来、地域の歴史文化資源の収集、保存を行っており、刊行書籍のほか、江戸期の和本や古文書、古絵図、絵はがき、引札など多岐にわたる形態の資料を保存している。資料の特性に応じた専用の保管庫（貴重資料庫）が必要である。

あわせて貴重な資料を媒体変換したマイクロフィルムは、長期保存に適した媒体であるが、劣化については継続的に留意し、メンテナンス計画を検討する必要がある。

12 図書館の管理運営について

12.1 管理運営のあり方について

公立図書館の運営は、関係部局・機関との連携、学校との連携、ボランティアとの連携によって、サービスに相乗的な効果をもたらされる。こうした連携に伴うサービスの進展は、司書の長年にわたる専門的な実務能力・業務知識の蓄積と、図書館経営の政策的な企画力、官民広範囲にわたる調整能力が必要であり、高度な専門性が求められる。そのためには、教育委員会が管理する直轄の組織が最適である。

一方、地方自治法の一部改正で平成 15 年 6 月公布、同年 9 月に施行された指定管理者制度は、平成 16 年の適用範囲の公立図書館への拡大に伴い、図書館経営の地方自治体の責任の下で、指定管理者による管理運営が可能となった。しかしながら、13 年経過したが、公立図書館への導入は、運営の継続性や安定性、専門的職員である司書の確保・育成、他機関や地域との連携などが難しいことから、平成 27 年時点で全国での市区町村における導入率は 14.7%（総務省調査）にとどまっている。

また、指定管理者制度を導入した図書館においても、貸出点数等の統計データの分析から必ずしも住民の利用が伸びていないという指摘もある（田井郁久雄氏「民営化は図書館を発展させていない」など）。鳥取県の図書館行政を進展させ、「地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）」は、「知の地域づくり」への適用を図った総務大臣時代の片山善博氏は、図書館経営について行政が直営で責任を持つべきであると指摘している。また、平成 29 年 2 月の衆議院総務委員会において、高市総務相は、「図書館業務は、庁舎管理などの定型的業務と異なり、教育、調査研究、子育て支援といった政策的な役割を有していること、司書などの専門性の高い職員を長期的に育成、確保する観点から、指定管理者制度を導入していないという意見が多いこと、実態として指定管理者制度導入が進んでいないことなどから見送った。この状況を踏まえると今後も導入できる状況にはないと考えている。」との見解を示している。

このように、司書の専門性に係る業務については、民間に委託した場合、公の業務との認識が薄れるおそれがあり、教育委員会が管理する直轄の組織の職員が責任をもって、業務にあたるべきである。（図書館運営への指定管理者制度導入における問題点は巻末の参考資料にまとめている）

堺市は、地域の課題解決を支援するレファレンス（調査相談）機能、地域資料の収集や保存、子どもの読書活動の推進などにおいて、司書が専門的な実務能力・業務知識を有している歴史のある図書館活動を行ってきた図書館であり、業務量からみても、職員あたりの事務効率が他の政令指定都市の図書館（指定管理者導入館を含む）に比べて高く、現在の運営方法が経費面から判断しても適切である。

これまでも現場でのさまざまなニーズへの対応や主体的に業務に取り組むことから、新しいサービスが生まれてきた。今後も図書館サービスを発展させ続けるためには、主体性のある政策提言や他の行政部門との政策連携を積極的に行う必要がある。そのためには図書館運営の継続性や安定性が確保でき、長期的な職員養成が可能な直営が最適である。

図書館事業は、ボランティア活動など市民の協力が多岐にわたる施設であり、利益をあげるため

の民間事業者への委託はなじまないが、施設管理や館の規模によって生じる専門性を含まない可能性がある業務は、直営で実施すべき分野を精査し、成熟した市場のある分野については、適切に業務遂行ができる民間業者に委託することも必要である。

12.2 司書の専門性について

図書館長、司書については、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年文部科学省告示第 172 号）第二の 4 で、図書館長は「図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい」としている。また、市町村教育委員会が、必要な数の司書及び司書補を確保することも指摘している。この規定は、図書館運営にとっては非常に重要なことと受け止め、この規定に則った職員配置が必要である。

今後、社会情勢が複雑化し、市民ニーズも多様化していくことに対応するため、これまで以上に高度な専門性を有した司書を育成する必要がある。専門性を持った司書は、政令で定める司書講習科目を修了したのち、実務と研修の中で専門性を高めていかなければならない。ここでいう専門性は、それぞれ個別のサービス概念から、派生するものであり、特に課題解決型のサービス、デジタルを活用したサービスに必要な実務能力・業務知識について、継続的、計画的な研修等を通して、習得しなければならない。

また、司書の資質・能力の向上を図る観点から、国立国会図書館や他の自治体の図書館との広域的な人事交流、議会図書室、大学図書館等の図書施設、博物館及び公民館等の社会教育施設など関係機関等との計画的な人事交流も検討すべきである。司書のそれぞれが持つ特性に応じ、個別に、特定の専門分野に特化したスキルアップを図る必要がある。そのためには国内外の視察や事例収集も含め、広く調査研究を行うことも検討すべきである。職員の自己研修については、仕事に活かせる政策提言が常時できる環境が必要であり、職員の研究成果を発表できる図書館の「紀要」を発行することも一つの方法である。

12.3 図書館評価について

堺市は、行政評価システムを採用している。その内容は、基本的に予算に基づいた「計画」があり、それを「実行」し「評価」し、検証して次年度の事業計画へと反映させる「R-PDCA」サイクルに則っている。

また、行政評価システムに加えて、教育委員会所管の事務については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地教行法）の第 26 条「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」の点検評価とその公表が義務付けられている。この地教行法に基づく事務の点検評価に配慮しつつ、公立図書館は、図書館法第 7 条、及び、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年文部科学省告示第 172 号）第 2 (2)「運営の状況及び評価等」に基づく図書館の運営に係る評価について実施していく必要がある。

なお、評価は専門職の自己満足に陥らないように、自己点検ではなく、第三者からの客観的評価が望ましく、評価の方向性は、評価を実施することによって、図書館サービスの質の向上を図り、効率的な図書館経営の中で、事業を縮小することなく、社会情勢を反映

したサービスの展開が求められ、効果測定のための適切な指標が不可欠となる。

一方、事業を実施した社会的な効果あるいは変化についての測定は困難であり、それは様々な他の要因が関連しており、それを解決する手法のひとつが、インパクト評価といわれるものである。実際にその事業によってもたらされた効果のみを抽出し、事業を実施する前と、その後の差について評価しようとするもので、図書館の評価については、国際標準化機構（ISO）が、そのインパクト評価の方法と手順に関する規格を刊行している。ただし、その効果測定のためには、個別の情報による個別の効果測定を偏りがかからない状況で行う必要があるため、現段階での実施は課題がある。

したがって、インパクト評価のような、アウトカム測定については今後の導入を検討しつつ、基本的運営方針に基づいた事業についてその効果を有効に測定する方法を検討し、「R-PDCA」サイクルに則り、適切な指標を設定し、図書館評価として実施し、今後の図書館運営の発展に寄与することが望ましい。学識経験者や関係団体、市民等による外部評価については、すでに行っている自治体（東京都千代田区、豊中市など）の例を参考に、評価検討委員会や評議会を設置し、実施することも検討すべきである。

従前の図書館評価は、評価のための評価に陥り、サービスの向上に直結しているとは言い難い面もみられた。専門職集団として、積極的に図書館評価を実施することにより、さらなる具体的なサービスの向上や新しいサービスの創出につなげることが重要である。

13 安全・安心で快適な読書環境の整備や市民の利便性の向上について

13.1 安全・安心で快適な読書環境の整備について

平成 27 年度に中央図書館の耐震補強工事が完了したが、約 10 年の延命化措置となっている。中央図書館では、老朽化や施設規模に比して開架収容冊数が少ない建物設計上の制約などのため、現在の利用者ニーズに十分対応できておらず、また将来に予測されるニーズへの対応にも不十分である。新中央図書館では、開架冊数は、最低でも 30 万冊程度、書庫収容可能冊数は、200 万冊程度は必要である。また、市民の学習機会を支援する場の提供や市民の情報交流を積極的に促進する場の提供が求められるため、様々な目的に対応できる多様な椅子や机が 800 席程度は必要である。

これまで述べてきた図書館サービスを実施するためには、中央図書館機能の見直しが必要である。また、昭和 46 年に開館した現中央図書館の施設面では、実施が困難なサービスも存在する。さらに、保存機能としての書庫スペースの拡張も必要である。蔵書計画を早急に策定し、長期的な視野に立った蔵書管理を行うべきである。

13.2 施設の整備と市民の利便性の向上について

この答申内容を反映させた、「基本構想」と構想に基づく「基本計画」及び「実施計画」を策定し、約 10 年後を目途に、現地での建替えを含め、新中央図書館開館をめざしていく。整備する適地の選定にあたっては、市民の利便性や地域のまちづくり計画、まちの魅

力づくりや地域の活性化につながることを求められる。

新中央図書館では、政令指定都市の中心館として、書架間隔を広くあけるなど車いすでの利用に配慮し、バリアフリーを実現したユニバーサルデザインの考え方をとり入れ、延床面積は各政令指定都市立図書館の規模を参考にして、本答申に基づいた求められる図書館サービス機能を実現するために必要な規模を検討する必要がある。

新中央図書館では、乳幼児、児童、青少年、高齢者などライフステージにあわせたサービスや障害者サービス、外国人等の利用者に対応したサービス等、日々の暮らしに役立つサービスをおこなうためにもそれぞれが機能するための設備やスペースの設置が必要である。課題解決型サービス、ビジネス支援サービスの強化、ハイブリッド型図書館実現のためにインターネット、オンラインデータベース利用端末や館内利用が可能な貸出用端末は最低でも数十台は必要であり、無料でインターネットに接続できる無料 Wi-Fi スポットも導入すべきである。あわせて、従来の図書館サービスのための一般閲覧室、こども室、集会室以外に、それぞれが機能するための専用スペースの設置が必要である。

また、各種の催しに対応できる可変式のイベントスペース（最大 200 人程度）や定員規模の異なる複数の会議室を設置する必要がある。堺市で重点的に取り組んでいるものづくりを体験するためのメイカースペースや学習の場を提供するラーニングコモンズを設ける必要もある。市民が自由に利用できる展示スペース（ギャラリー）や講座室、グループ学習室、ボランティア活動室等も必要である。

閲覧室は、適切にゾーニング（区分け）を行い、静穏を求める利用者、会話による交流を求める利用者に対して、互いに干渉しないエリアを確保すべきである。今後、高齢化が進むと予測されるため、急病等に対応する休憩室や救護室の設置も検討すべきである。また、災害時に備え、避難者の受入や非常時の備蓄等も考慮する必要がある。

13.3 各区図書館と分館、移動図書館について

中央図書館機能の見直しとともに、各区の図書館、分館等の機能分担やまちづくりと連携した施設の再配置、再整備（リニューアル）も必要である。中央図書館が堺全域のサービス拠点となり、中央図書館の高度で専門的なサービスは各区の図書館、分館を通じて広く市民に提供する必要がある。

各区の図書館、分館においても社会的ニーズの変化に対応し、席数不足などの諸課題に対応するための施設の再整備や図書館サービス機能の見直しを行う必要がある。中央図書館と各区図書館、分館の効果的な機能分担を行うためには、図書館間の迅速な資料の配送が不可欠である。そのためには、どこの館であっても、翌日には資料が届く物流システムが求められる。

また、移動図書館の運行については、将来的な利用状況を予測し、費用対効果を勘案した上で、固定施設の設置を含め、今後のサービスポイントを検討すべきである。今後は、図書館のサービスが十分に及んでいない地域や施設へのアウトリーチサービスに積極的に取り組む必要がある。そのためには、専用の車両（配本車）が必要である。

（仮称）堺東駅前サテライト図書サービスコーナーが開設予定であり、費用対効果を勘案したサービスポイントの拡充とともに開館日、開館時間の変更等市民の利便性の向上を

図る取り組みが求められる。市民の利便性向上のために、サテライト図書サービスコーナーの増設やターミナル駅等へのアクセスポイントの設置が望まれるとともに開館日、開館時間についても検討すべきである。

おわりに

中央図書館は、市民一人ひとりに寄り添い、仕事や暮らしに役に立つとともに潤いをもたらす、まちづくり計画やまちの魅力づくりにも資する図書館であるために、協議会の審議の中で結論に至ったサービスを展開し、安全・安心で快適な読書環境を提供しなければならない。

そのため、昨年度、安全で安心にふさわしい機能を整備するため、耐震改修工事を実施したが、中央図書館建替えを前提に、今後の社会状況の変化やICTの進化に基づき、様々な課題を解決し、利便性の向上を図り、図書館サービスを展開するため、10年後も見据えたソフト事業を中心に計画及び施設設計が必要である。

また、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」で謳われ、本答申の各章でも指摘しているように、相互のサービスの進展となるように、関係行政機関、学校、社会教育施設、調査研究施設、その他の施設・団体、市民等と連携・協力することも必要である。そのためには、長期的・継続的な安定した運営が必要であり、堺市の教育委員会が直接、管理運営することが最適である。

堺市は、正規司書職員が図書館運営を行うことで、これまで政令指定都市の図書館の中でも高い水準の図書館サービスを維持してきた。今後とも、さらにサービス水準を向上させるために長期的な視点で司書の育成に取り組む必要がある。

今回の諮問は「中央図書館のあり方」ではあったが、図書館はシステムとして機能する機関である。中央図書館のあり方を考えることは、同時に各区図書館、分館、移動図書館のあり方をも検討することが必要であるが、その点については十分に検討できたとは言えず、今後の課題として残されている。今後、中央図書館の基本構想策定の時には、更なる議論が必要であろう。

中央図書館は、今後も堺市立図書館全館の中核をなすべき機能を備えていなくてはならない。今後、堺市立図書館は、中央図書館を図書館サービスの核として、答申に基づき、今後のソフト事業を計画的に進める上で、地域の歴史文化の保存、発信や産業振興、医療福祉、法律情報、環境問題などの地域社会の課題を解決するために、地域コミュニティに寄り添い、コミュニティの活動と活性化に役立つとともに、市民の生活をよりよく変えていくことのできる図書館として機能することを望む。

近い将来、建設されるであろう中央図書館の基本構想策定の折には、本答申の趣旨を尊重し、提言内容を十分反映していただくことを望むとともに、市民の誇りとなるような新しい中央図書館建設が早期に実現することを望む。

| | 語句 | 頁 | 説明 |
|-------------|------------|---|--|
| 英 数 字 | 3D プリンタ | P14 | 3D データをもとに樹脂素材などを加工して、データと同形の立体物を造形する工作機械。 |
| | AI | P23 | Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。 |
| | API | P22 | アプリケーションの開発者が、他のハードウェアやソフトウェアの提供している機能を利用するためのプログラム上の手続きを定めた規約の集合を指す。 Application Programming Interface の略。 |
| | AR | P20 | 現実の環境にコンピュータを用いて情報を付加することにより人工的な現実感を作り出す技術の総称。拡張現実。Augmented Reality の略。 |
| | CMS | P23 | Web コンテンツを構成しているテキストや画像、レイアウト情報などを管理し、サイト構築や編集を行うシステムのこと。Content Management System の略。 |
| | DAISY | P11 | 活字による読書が困難な人々のために、印刷物からデジタル録音図書を作成するためのシステム。 |
| | ICT | P2,3,5, 6,9,16, 20,21, 22,23,29 | 情報通信技術。 Information and Communications Technology の略。 |
| | IFLA | P12 | 国際図書館連盟。図書館及び情報サービスに関する世界最大の国際組織で、図書館協会・図書館・関連機関など 100 개국・地域 1,000 団体以上が加盟している。 International Federation of Library Associations and Institutions の略。 |
| | JAPAN/MARC | P22 | 国立国会図書館が収集、整理した出版物について標準的な書誌情報を提供する全国書誌の機械可読目録。 |
| | LL ブック | P11 | 知的障がいや自閉症などにより言語理解に困難がある人が、読みやすく、わかりやすいことをめざして編集された本。「LL」とは、スウェーデン語で、「やさしく読める」の意味の略語。 |
| MARC | P22 | コンピュータで処理可能な形式の目録。 Machine-Readable Cataloging の略。 | |

| | | | |
|--------|--------------|-------------|--|
| | OPAC | P6 | 図書館の所蔵資料(図書、雑誌等)をオンラインで検索できる目録データベースのこと。所蔵資料の書誌情報(タイトル、著者名等)のほか、配架場所や利用の可否(貸出中かどうか等)を確認することができる。 Online Public Access Catalog の略。 |
| | PubMed | P15 | 米国国立医学図書館の国立生物科学情報センターがインターネットで無料で提供する医学生物系論文検索システム。 |
| | RFID(IC タグ) | P23 | 電波を利用した電子タグシステム。図書館では資料の貸出、返却や資料点検等で使われている。 Radio Frequency Identification の略。 |
| | 「R-PDCA」サイクル | P26,27 | RESEARCH(調査)、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の頭文字を取った検証改善サイクルのこと。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、それを次の計画・事業に生かそうという考え方に「調査」を加えたもの。 |
| | RSS フィード | P23 | RSS と呼ばれる形式のデータで Web ページの更新情報や見出しなどを提供すること。 |
| | SDI | P17,18,23 | 利用者の要求に応じて、特定主題に関する最新情報を検索して、定期的に提供する情報サービス。 Selective Dissemination of Information の略。 |
| | SNS | P10,16,23 | インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。Social Networking Service の略。 |
| あ 行 | アウトリーチサービス | P11,28 | 図書館サービスの圏域内であるにもかかわらず、これまでサービスが及ばなかった市民に対して、サービスを拡げていく活動。 |
| | エミュレーション | P24 | エミュレータ(Emulator)と呼ばれるソフトウェアを使って、旧式化したファイルやソフトウェアの再生環境を新しいハードウェア・ソフトウェアの環境下で模擬的に再現すること。 |
| | オープンデータ | P17,20,23 | 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするものこと。 |
| | オンラインデータベース | P6,16,22,28 | 企業情報、人物情報、法律情報や過去の新聞・雑誌記事などをパソコンでキーワードや日付などで検索できるサービス。 |

| | | | |
|--------|---------------------|---------------|---|
| か 行 | 学習障害者(LD) | P11 | 基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさす障害。Learning Disabilities の略。 |
| | カレントアウェアネスサービス | P17 | 利用者に対して最新情報を定期的に提供するサービス。 |
| | コンテンツ | P9,13,16,20 | 文字・画像・動画・音声・ゲーム等の情報全般、またはその情報内容のこと。 |
| | コンテンツサービス | P17,18 | 特定の主題分野の雑誌の目次を編集し、目次速報として提供するサービス。 |
| さ 行 | サテライト | P28,29 | 本拠を中心としてみたときに、衛星(サテライト)のように設置する状態のこと。 |
| | 失読症(ディスレクシア) | P11 | 視覚は正常にもかかわらず、文字や数字の読み書きだけに困難がある状態。 |
| | 情報リテラシー | P8,9,16,21,22 | 情報機器や IT ネットワークを活用して、情報を使いこなすための基礎的な知識や技能のこと。 |
| | ソーシャル・キャピタル(社会関係資本) | P21 | 人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。Social capital の略。 |
| た 行 | デジタルアーカイブ | P20,22,23 | 所蔵資料を電子化して、保存・公開するシステム。 |
| | デジタルファブリケーター | P14 | 3D プリンタをはじめ、ミリングマシンやレーザーカッターなどのデジタル工作機械のこと。 |
| は 行 | ハイブリッド型図書館 | P6,28 | 印刷資料と電子資料の両方を統合して利用できる図書館。 |
| | パスファインダー | P10,14,16,17 | 特定のテーマに関する情報を探するための手がかりとなる図書館資料やウェブサイト等を簡潔にまとめた初心者向けガイドのこと。 |
| | バリアフリー | P10,28 | 年齢、障害の有無などに関係なく、すべての人が安全に安心して生活できる状態であること。 |
| | 非来館型サービス | P10,21,22 | 図書館に来館しなくても受けることのできる図書館サービス。電子書籍の貸出、インターネットでの蔵書検索、電話や電子メールでのレファレンスサービスなどがある。 |
| | ファブ社会 | P14 | 「いつでも、どこでも、誰でも」必要なものを必要な量だけつくることができる社会のこと。 |
| | ファブラボ | P14 | デジタルファブリケーション(デジタルデータをもとに創造物を制作する工作機械)を揃え、市民が発明を起こすことを目的とした地域工房の名称。 |

| | | | |
|------------|---------------|------------------------|---|
| | ブックトーク | P10 | 特定のテーマに関する一連の本を解説を加えながら、順序良く紹介すること。 |
| ま 行 | マイグレーション | P24 | ハードウェアやソフトウェアの環境の変化によりファイルが技術的に読めなくなってしまう前に、フォーマットを変換したり別の記録媒体へ移行したりする方法。 |
| | マイクロフィルム | P19,24 | 図書や新聞などを縮小撮影したフィルム。 |
| | マルチメディア DAISY | P11 | 音声だけではなく、本文のテキストと画像が音声と同期している電子図書。 |
| | ミリングマシン | P14 | アクリルや木材、軽金属などを切削加工ができる工作機械。 |
| | 無料 Wi-Fi スポット | P28 | 無料で無線 LAN によりインターネットに接続できるサービスを提供する場所。 |
| | メイカースペース | P14,28 | 3D プリンタなどのデジタルファブリーケーターを兼ね備え、立体モデルやデジタルコンテンツその他様々な創作活動を支援する公共スペース。 |
| | や 行 | 「やさしい日本語」 | P13 |
| ヤングアダルト | | P10 | 12 歳から 18 歳までの利用者を指すアメリカ図書館協会の用語。 |
| ユニバーサルデザイン | | P10,28 | 年齢、障害の有無などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。 |
| ら 行 | ラーニングコモンズ | P16,28 | 複数の学生が集まって、電子情報も印刷物も含めた様々な情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。 |
| | レーザーカッター | P14 | 不可視レーザーによって、素材に彫刻、切断、穴あけなどの加工ができる工作機械。 |
| | レファレンス | P6,7,14,16,17,20,23,25 | 利用者の求めている資料や情報を図書館職員が直接的・間接的に支援するサービスのこと。 |
| | レフェラルサービス | P17 | 専門家や専門機関を利用者に紹介するサービス。 |
| わ 行 | ワンストップサービス | P8 | 一つの窓口だけでさまざまな情報を提供すること。 |

図書館運営への指定管理制度導入における問題点について

■ 主な問題点

- **行政全体が図書館行政の事務遂行に関する意欲を失う**
一般的に行政文化のもとでは、委託される業務は必要性の低いものと評価される
このことが以下の様々な問題の根源である
- **多くの場合コスト削減にはならない**
非正規職員が多ければ「直営」の方が安価である
導入当初は委託料の分、コストが増大する
- **民間委託は民間企業においてノウハウが存在している場合のみ可能だが、民間にレベルの高い図書館は存在しない**
- **官製ワーキングプアの発生**
受託企業は競争入札に対応するため、人件費を削減することから典型的なワーキングプアが生まれる。とくに景気が良くなれば、良質な労働力の確保は困難になる
- **サービス水準が向上しない**
ワーキングプアが生まれるため司書の定着率が低く、継続的な司書養成が困難となり、サービス向上が望めない → ビジネス支援など高度なサービスの実施困難
- **受託企業が入替るため図書館業務全般の事務・ノウハウの継続が困難となり、業務上の支障も発生する**
3年後、5年後の入札で他業者と入れ替わる可能性が大きい、業務の内容や組織のあり方などは「企業秘密」のため引き継がれない
複数の受託企業に同時に委託する場合、企業同士の反目により業務上に支障が発生する
→ 図書館業務が複数館によるシステムで維持されることに対する無知から生じる事例
- **図書館業務全体に対し市民が監視することが困難となる**
直営であれば問題点を議会においてチェックが可能だが委託では著しく困難となる
- **行政の責任の範囲が不明確になる**
多くの場合罰則規定のない契約のため、問題が生じた際に業者に対する責任が追及困難となることから行政が業者をかばう構造となる
- **行政が現場の状況を掌握できない**
地区館や分館のみの委託の場合でも、現場で発生する様々な問題に対して行政側が察知し、直接指示することは不可能であり、委託企業も評価の低下を避けるため隠蔽する状況となる
ましてや行政側にベテランの専門職が存在していなければ、種々の問題への対応は不可能である
この場合も行政内部に専門職育成の可能性が失われるため、短期日のうちに行政の現場掌握能力は失われる
- **行政における図書館業務に対する評価能力の低下**
図書館現場において行政側の職員が勤務しない以上、図書館行政に対する評価能力が短期日に低下消滅することは明らかである
現在我が国には合理的に図書館行政を評価する手法も第三者組織も存在しないといってよい状況のもと、行政側にベテランの専門職も存在しなければ、適正な評価は不可能である

■ その他の付随する問題点

- ・ 府内の他の市町村立図書館との連携協力、ネットワークの形成と維持に支障
- ・ 府立図書館からの支援、振興に支障
- ・ 公立小中学校（図書館）など他機関との連携に支障
- ・ 図書館協議会が一民間企業の職員である館長の諮問機関となる問題
- ・ ボランティア活動が一民間企業の営利活動に利用される問題
- ・ 指定管理は収益を前提とした制度でありながら「無料原則」のため収益の見込みがない など

■ 指定管理者制度を導入し、直営に再度変更を行った図書館

- ・ 福岡県小郡市立図書館
（理由）サービスの質、業務の継承、コストなどを検討
- ・ 山口県下関市立中央図書館
（理由）人件費抑制→利用者対応サービス、レファレンス充実困難
- ・ 島根県安来市立図書館
（理由）各年齢層への対応、専門性の担保、情報発信源としてのノウハウなどに疑問
- ・ 佐賀県佐賀市立東与賀図書館
（理由）指定管理者利益→人件費削減→サービス低下
- ・ 島根県出雲市立大社図書館、平田図書館
（理由）経験豊富な司書の継続勤務→サービス向上
- ・ 香川県善通寺市立図書館
（理由）指定管理委託料の消費税が問題になったため
- ・ 長野県飯島町図書館
（理由）学校との連携→専任司書配置の有効性

■ 問題が発生した事例

- ・ 守谷市では、館長はじめ数人の職員が同時に退職（職場放棄）（図書館流通センター TRC）
- ・ 武雄市、海老名市、多賀城市などにおいて不適切な選書が大量に行われた
→ この結果、小牧市では当該企業への委託が中止となった（カルチュア・コンビニエンス・クラブ CCC）
- ・ 足立区ではサービス改善に取り組んだ館長が解雇され訴訟へ
- ・ 委託以前には行われていたサービスが「委託仕様書にない」ことを理由に中止されることは珍しくない
- ・ 図書館以外の分野への指定管理者導入の結果、死亡事故や企業の業務放棄（夜逃げ）など多様な問題が発生し、総務省は自治体への注意喚起の通達を再三行っている

中央 函第 1259 号
平成 26 年 7 月 25 日

堺市立図書館協議会
会長 常世田 良 様

堺市立中央図書館
館長 松井 孝

今後の中央図書館のあり方の策定について

このことについて、ご答申くださるよう下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

「今後の中央図書館のあり方」について

2 理 由

本市図書館は、大正 5 年に宿院の地に開館し、昭和 46 年、大仙公園内に現在の中央図書館を開館してからは、「市民の図書館」として図書館サービスの向上に努めてきました。

昭和 61 年 10 月、本市図書館協議会から「堺市における図書館計画策定のための基本方策について」答申を受け、中央図書館を中枢として、6 区域館、5 分館を整備し、市民の生涯学習の場として、さまざまな学習機会を支援してきました。

しかしながら、近年、図書館に対する市民ニーズや地域課題の複雑化・多様化に対応するため、中央図書館は、市民の課題解決を支援し、地域の活性化に貢献する図書館機能の充実が必要となってきました。

以上の理由により、貴協議会におかれまして、諮問事項をご協議のうえ、ご答申くださいますようお願い申し上げます。

3 内 容

- (1) 児童、青少年、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者、外国人等の利用者に対応したサービスの充実について
- (2) 子どもの読書習慣の形成を図るため、学校及び学校図書館の支援の充実について
- (3) 地域の歴史文化資源による情報発信、情報サービスの充実について
- (4) ICT の進化にあわせた情報提供や知のアクセスポイントとしての機能の充実について
- (5) 安全・安心で快適な読書環境の整備や市民の利便性の向上について
- (6) 以上の(1)～(5)に対応した「今後の中央図書館のあり方」について

堺市図書館協議会審議経過

会議経過及び内容

| 開催日 | 協議内容 |
|-------------------|--------------------------|
| 平成 26 年 7 月 25 日 | ・「今後の中央図書館のあり方」について諮問 |
| 平成 26 年 11 月 14 日 | ・諮問事項について協議（項目案） |
| 平成 27 年 3 月 19 日 | ・諮問事項について協議（第 1 章～第 3 章） |
| 平成 27 年 7 月 22 日 | ・諮問事項について協議（第 4 章） |
| 平成 27 年 11 月 20 日 | ・諮問事項について協議（第 4 章～第 5 章） |
| 平成 28 年 3 月 23 日 | ・諮問事項について協議（第 5 章～第 6 章） |
| 平成 28 年 8 月 10 日 | ・諮問事項について協議（第 7 章～第 9 章） |
| 平成 29 年 3 月 30 日 | ・「今後の中央図書館のあり方」について答申 |

意見交換会経過及び内容

| 開催日 | 内容 |
|-------------------|------------------------------|
| 平成 26 年 8 月 22 日 | ・堺市立図書館の現状について等 |
| 平成 27 年 1 月 30 日 | ・諮問事項について意見交換（第 1 章～第 3 章） |
| 平成 27 年 5 月 20 日 | ・諮問事項について意見交換（第 4 章） |
| 平成 27 年 10 月 9 日 | ・諮問事項について意見交換（第 4 章） |
| 平成 28 年 2 月 3 日 | ・諮問事項について意見交換（第 5 章～第 7 章） |
| 平成 28 年 6 月 3 日 | ・諮問事項について意見交換（第 7 章～第 9 章） |
| 平成 28 年 10 月 14 日 | ・諮問事項について意見交換（第 9 章～第 12 章） |
| 平成 28 年 11 月 25 日 | ・諮問事項について意見交換（第 12 章～第 13 章） |
| 平成 29 年 2 月 24 日 | ・答申案について意見交換 |

堺市立図書館協議会委員一覧

| 氏 名 | 所 属 団 体 等 |
|-------|---|
| 常世田 良 | (会長) 立命館大学文学部教授 |
| 尾田 和子 | (副会長) そてつ読書会 (平成 27 年 8 月 31 日退任) |
| 脇谷 邦子 | (副会長) 平成 27 年 9 月 1 日就任 堺市子ども文庫連絡会 |
| 大坪 洋子 | 堺市立校園長会 (向丘小学校長) (平成 28 年 3 月 31 日退任) |
| 西口 徹 | 堺市立校園長会 (浜寺昭和小学校長) (平成 28 年 6 月 1 日就任) |
| 森口 巖 | 堺市自治連合協議会副会長 (平成 27 年 5 月 31 日退任) |
| 松村 昭雄 | 堺市自治連合協議会副会長 (平成 27 年 6 月 1 日就任) |
| 平野 祐子 | 堺市女性団体協議会 |
| 玉村 徹 | 堺市こども会育成協議会会長 |
| 高橋 裕子 | 公募 (平成 27 年 9 月 1 日就任) |
| 山中 浩之 | 大阪府立大学名誉教授 |
| 森 美由紀 | 梅花女子大学講師 (平成 27 年 9 月 1 日就任) |

「今後の中央図書館のあり方」について（答申）

平成 29 年 3 月 30 日 発行

堺市立図書館協議会

問合せ先：堺市立中央図書館

〒590-0801 堺市堺区大仙中町 18 番 1 号

TEL 072-244-3811 FAX 072-244-3321
